

みんなの生物多様性～生物多様性あつぎ戦略2024-2030～の改定概要

1 戦略改定における基本的な事項

1 改定の背景と目的

生物多様性あつぎ戦略（以下、戦略という）は、平成25年3月の策定から10年が経過しています。

その間、世界的な規模で生物多様性の損失が続いていることから、令和4年12月に2030年までの新たな世界目標が採択されました。世界目標の採択を受け、令和5年3月に国の新たな生物多様性戦略である「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されています。

これらの国内外の動向を受け、新たに示されている概念や施策を取り入れながら、本市の豊かな自然やその恵みを将来に継承していくため、生物多様性あつぎ戦略を改定するものです。

2 生物多様性あつぎ戦略の位置付け、戦略の期間など

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に基づく市域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）に相当します。

また、本戦略の改定をもって本市の生物多様性に関する「ネイチャーポジティブ宣言」とします。

【戦略の期間】2024年度から2030年度まで

【範囲】市域全体

【対象】市民、事業者、学校、行政、その他関係機関等

2 戦略の名称、2050年将来像、2030年目標の改定

1 戦略の名称

生物多様性について、市民に親しみやすさや身近に感じてもらうことを意識し、「生物多様性あつぎ戦略」という名称自体を見直しました。

「みんなの生物多様性 ～生物多様性あつぎ戦略2024-2030～」

2 2050年の目指すべき将来像(P41)

2050年の目指すべき将来像は、人の暮らしが多くの生物の営みに支えられていることを踏まえ、生物多様性を保全し自然を守り育むことによって、そのめぐみと暮らし続けられる内容を表現しました。

「自然のめぐみを育むまち あつぎ」

3 2030年目標(P41)

2030年目標は、2050年の将来像より近い未来であることや現状の市民の認知度を考慮し、市民の生物多様性への理解向上や保全に向けた行動を促進することで、市域の自然回復の実現につながるものとなりました。

「誰もが生物多様性を理解し行動することで、自然が回復しはじめている」

3 基本戦略、施策体系 (P44)

2050年将来像の達成に向け、3つの基本戦略とそれぞれの戦略に2030年の状態目標を設定しています。

また、基本戦略を進めるに当たり、9つの施策を設け、各施策には代表指標を設定しました。

※体系図の詳細は、別紙を参照

基本戦略	状態目標	施策	指標
(基本戦略1) 多様な生態系の健全性を回復する	(状態目標1) 生物の生息生育環境が向上している	1 山地の保全・再生	森林整備面積
		2 里地里山の保全・再生	里地里山活動認定の対象面積
		3 水辺の保全・再生	河川の水質環境基準値の達成率
		4 農地の保全・活用	遊休農地の再生利用面積
		5 市街地の自然の保全・創出	市民一人当たりの都市公園面積
(基本戦略2) 地域固有の生物多様性をまもる	(状態目標2) 種の絶滅リスクが低減している	6 生物の保全・管理	あつぎこどもの森公園における指標種の状況把握率
		7 重要な生息生育場所の確保	自然共生サイトの認定数
(基本戦略3) 生物多様性に配慮した社会をつくる	(状態目標3) 市民等が生物多様性の意味を知り、大切にしている	8 生物多様性のために取り組む人づくり	生物多様性の言葉の意味を知っている市民の割合
		9 自然を活用した解決策(Nbs)の推進	生物多様性に関する環境学習の実施回数

4 改定の主眼と主な特徴

令和5年1月に実施した市民アンケートの結果では、「生物多様性の言葉の意味を知っている」と回答した市民の割合は31.3%であり、生物多様性に係る基本的な概念の周知啓発が課題となっているため、今回の改定では認知度の向上を主眼としています。

【参考: 令和5年1月実施 市民アンケート】 生物多様性という言葉を知っていますか

言葉の意味を知っている	言葉の意味は知らないが、聞いたことがある	言葉を聞いたこともない
31.3%	37.6%	31.1%

1 生物多様性を知るための序章 (P1～19)

生き物の写真やイラストを多く掲載するとともに市内で体感できる場所の紹介をするなど、生物多様性への関心を高め、意味や重要性を分かりやすく伝えるものとして戦略の冒頭部分に序章を設けました。

また、序章は学校のGIGAスクール端末を始め環境教育の教材として活用していただくことを想定しています。

2 施策の理解の入口となるコラムの充実 (P45～48、51、53)

戦略の施策について、市民等に興味や関心を持ってもらう仕掛けとして、関連コラムの充実を図りました。豆知識や実践できる具体的な取組例など親しみが持てる内容を題材として、戦略の施策のページにも目を向けてもらう工夫を施しています。

みんなの生物多様性～生物多様性あつぎ戦略2024-2030～ 体系図

【現戦略】

基本目標	行動戦略	具体的施策	カテゴリー
1 大山から相模川に広がる多様な自然環境の保全と再生	①山地の保全・再生	森林の維持管理の推進、私有林の管理支援の実施	継続
		森林整備・管理の人材確保	継続
		厚木産木材の活用促進	統合(1-①-Ⅲ)
		林産物の活用促進	統合(1-①-Ⅲ)
	②里地里山の保全・再生	里地里山保全等促進条例の制定、棚田修復作業体験の実施	継続
		(仮称)健康こどもの森整備事業の推進	継続(2-⑦-Ⅰ)
		ハイキングコースの周辺環境整備	継続(1-①-V)
		有害鳥獣対策の推進	継続
	③水辺の自然再生	多自然川づくりの推進	継続
		親水空間の整備	継続
		谷戸水辺再生整備	統合(1-③-Ⅱ)
		水辺の環境学習の推進	継続
	④農地の保全・活用	河川愛護・美化運動の推進	継続
		遊休農地の解消	継続
		市民農園の拡充	継続(1-④-Ⅱ)
		農業従事者の育成	継続(1-④-Ⅲ)
	⑤市街地における自然の創出	環境保全型農業の推進	継続(1-④-Ⅳ)
		地産地消の推進	継続
		公共施設の緑化推進	継続
		都市公園における緑の質の向上及び道路緑化の推進	継続
		民有地の緑化の推進	統合(1-⑤-Ⅲ)
		斜面緑地の保全	継続
	⑥全市における生物多様性の保全と再生	屋上緑化等の推進	統合(1-⑤-Ⅲ)
		環境配慮型の市街地整備	継続
水と緑の連続性の確保		継続(2-⑦-Ⅲ)	
ビオトープの推進		継続(1-⑤-V)	
希少野生動植物の保全		継続(2-⑥-Ⅰ)	
外来種等の対策		継続(2-⑥-Ⅳ)	
⑦生き物に関する調査の推進	野生鳥獣の保護と管理	継続(2-⑥-VI)	
	重要地域の保全、質の向上	統合(2-⑦-Ⅱ)	
	生き物の生息、生育状況調査の推進	継続	
	市内の生物多様性に関する情報の収集・蓄積、データベースの構築	統合(2-⑥-Ⅲ)	
2 過去から未来へつなげる情報の蓄積	⑧生物多様性の普及啓発	厚木市版レッドデータの作成	統合(2-⑥-Ⅲ)
		市民協働による生きもの調査の推進	継続(3-⑧-Ⅲ)
3 自然環境の重要性を伝える取組	⑧生物多様性の普及啓発	環境教育等の充実	継続
		環境保全活動の促進	統合(3-⑧-Ⅰ)
		グリーンフラッグの取得の推進	統合(3-⑧-Ⅱ)
		人材育成、リーダーの養成	統合(3-⑧-Ⅱ)
		環境保全活動団体支援	継続(3-⑧-V)
		情報発信の充実	継続

【次期戦略】

基本戦略	施策	取組	カテゴリー	
1 多様な生態系の健全性を回復する	①山地の保全・再生	I 森林の維持管理の推進、私有林の管理支援の実施	継続	
		II 森林整備・管理の人材確保	継続	
		III 木材等の市内林産物の活用促進	拡大	
		IV ナラ枯れ等の森林被害への対応	新規(既存)	
		V ハイキングコース等の周辺環境整備	継続	
	②里地里山の保全・再生	I 里地里山保全等促進条例・里地里山保全等促進計画の推進	継続	
		II 里地里山活動団体、活動場所の認定	新規(既存)	
		III 里地里山保全等の活動支援	新規(既存)	
		IV 市民等との協働による里地里山の保全	新規(既存)	
		V 有害鳥獣対策の推進	継続	
	③水辺の保全・再生	I 多自然川づくりの推進	継続	
		II 親水空間の整備	継続	
		III 水辺の環境学習の推進	継続	
		IV 河川愛護・美化運動の推進	継続	
		V 水質監視調査の実施	新規(既存)	
	④農地の保全・活用	I 遊休農地の解消	継続	
		II 市民農園の充実	継続	
		III 農業の担い手の育成、農業経営基盤の強化	継続	
		IV 環境負荷軽減の推進	継続	
		V 地産地消の推進	継続	
	⑤市街地の自然の保全・創出	I 公共施設の緑化推進	継続	
		II 都市公園における緑の質の向上及び道路緑化の推進	継続	
		III 民有地の敷地内緑化の推進	拡大	
		IV 斜面緑地の保全	継続	
		V ビオトープの推進	継続	
VI 環境配慮型の市街地整備		継続		
2 地域固有の生物多様性をまもる	⑥生物の保全・管理	I 希少野生動植物の保全	継続	
		II 生き物の生息、生育状況調査の推進	継続	
		III 市域の生物多様性に関する情報の収集・蓄積等の推進	拡大	
		IV 外来種等の対策	継続	
		V 野生鳥獣の保護と管理	継続	
	⑦重要な生息生育場所の確保	I あつぎこどもの森公園の管理、整備	継続	
		II 30by30目標に向けた保護地域等の拡大	新規	
		III 水と緑の連続性の確保	継続	
		⑧生物多様性のために取り組む人づくり	I 生物多様性の周知、啓発	新規(既存)
			II 環境教育等の充実	継続
III 市民参加型の生き物調査の推進	継続			
IV 情報発信の充実	継続			
V 生物多様性の保全に関する活動団体の支援	継続			
VI 大学等との連携の促進	新規			
VII 県や近隣市町村との広域的な連携の促進	新規			
⑨自然を活用した解決策(NbS)の推進	I 気候変動適応策の推進	新規		
	II 生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)の推進	新規		

みんなの生物多様性

～生物多様性あつぎ戦略 2024-2030～

改定版

(案)

令和6年〇月

厚木市

【目次】

序章 生物多様性ってなに？	1
1 生物多様性とは？	1
2 生物多様性の種類	2
3 なぜ大切なの？～生物多様性の恵み～	3
4 今の生物多様性はどういう状態？	4
5 生物多様性が失われるとどうなるの？	5
6 どうして失われるの？ ～生物多様性の4つの危機～	6
7 私たちができることは？	7
8 あつぎの生物多様性を感じてみよう	8
第1章 戦略の基本的事項	20
第1節 戦略改定の背景	20
第2節 戦略の概要	22
第2章 生物多様性の現状と課題	23
第1節 厚木市の概況	23
第2節 生態系	25
第3節 動植物	30
第4節 生物多様性の保全に向けた新たな視点	35
第5節 人との関わり	38
第3章 戦略の目標	41
第1節 2050年の目指すべき将来像と2030年目標	41
第2節 基本戦略・状態目標・施策	42
第3節 進捗管理指標	43
第4章 行動計画	44
施策1 山地の保全・再生	45
施策2 里地里山の保全・再生	46
施策3 水辺の保全・再生	47
施策4 農地の保全・活用	48
施策5 市街地の自然の保全・創出	49
施策6 生物の保全・管理	50
施策7 重要な生息生育場所の確保	51
施策8 生物多様性のために取り組む人づくり	52
施策9 自然を活用した解決策（NbS）の推進	53
第5章 推進体制と進行管理	54
第1節 推進体制	54
第2節 進行管理	56
資料編	57
資料1 戦略の策定経過・委員名簿	57
資料2 意識調査結果	59
資料3 用語解説	67

文中の言葉で * がついているものは、用語解説（P.67～）があります。





1 生物多様性とは？

地球上には、現在確認されているだけで約175万種の生物がすんでおり、まだ発見されていないものも含めると、3,000万種にもなるといわれています。これらの多くの生きものが豊かな個性を持ち、さまざまなつながりを持つことを「生物多様性」といいます。

食物連鎖と生態系

生きものが、食べたり食べられたりする関係を「食物連鎖」といい、生きものが「食物連鎖」によってつながっている仕組みや自然環境を「生態系」といいます。

生態系の中では、植物を虫が食べ、その植物や虫を鳥などの動物が食べ、さらに鳥やけものを食べるキツネやタカなどの動物がいます。また、落ち葉や動物のふん・死体は、微生物によって分解されて土や水などにもどります。



食物連鎖でつながっている生態系

2 生物多様性の種類

生物多様性は「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3種類の多様性からできています。

生態系の多様性

地球上には森林、里地里山（奥山と都市の中間に位置し、集落と農地や水路、雑木林などで構成される地域のこと）、河川、湖沼、海などさまざまなタイプの生態系があります。

厚木市（以後、本市という。）の生態系には、大山から東丹沢山などに広がる森林、七沢や荻野、飯山の水田や林などの里地里山、相模川や中津川などの河川、池沼などがあります。



森林



水田



河川



池沼

種の多様性

地球上には動物や植物、細菌や微生物まで、さまざまな種類の生きものがくらしています。

「厚木市生物目録」によると、市内で約5,700種の動物と、約1,700種の植物が確認されています。



ホンドタヌキ



カルガモ



ニホンアマガエル



ホトケドジョウ



ノコギリクワガタ



ヤマユリ



クヌギ

遺伝子の多様性

遺伝子とは、生きものの色や大きさなどを決める設計図のようなものです。同じ種類の動物や植物でも、山や川などによって分断され、地域ごとに異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、くらし方などさまざまな違いが出てきます。例えば、日本全国で見られるクロウリハムシは、本市では体の色が黒色、沖縄県の糸満市では藍色と地域によって遺伝子の差が出てきます。



クロウリハムシ

3 なぜ大切なの？

～生物多様性の恵み～

私たちは、多くの生きものが結びつき関わりあうことで生まれる「生物多様性の恵み」を受け取って、くらしています。このような「生物多様性の恵み」は次の4つの生態系サービスにわけられ、私たちが生きていくために欠かせないものとなっています。

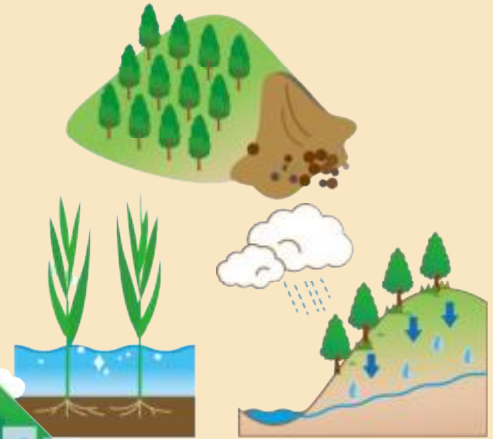
供給サービス

人間の生活に重要な食料、燃料、木材、繊維、医薬品、水などを供給するサービスです。



調整サービス

森林が土の中に水をためることで、土砂崩れや洪水が起こりにくくなったり、水辺の植物が水をきれいにするといった、環境を調整するサービスです。



文化的サービス

自然とともにくらすことで育まれた知恵や伝統など、地域固有の豊かな文化を生み出すサービスです。自然とのふれあいも含まれます。



基盤サービス

植物が二酸化炭素を吸収して酸素をつくったり、昆虫が花粉を運んだり、微生物が枯葉や動物のふんなどを土にもどしたりするサービスです。



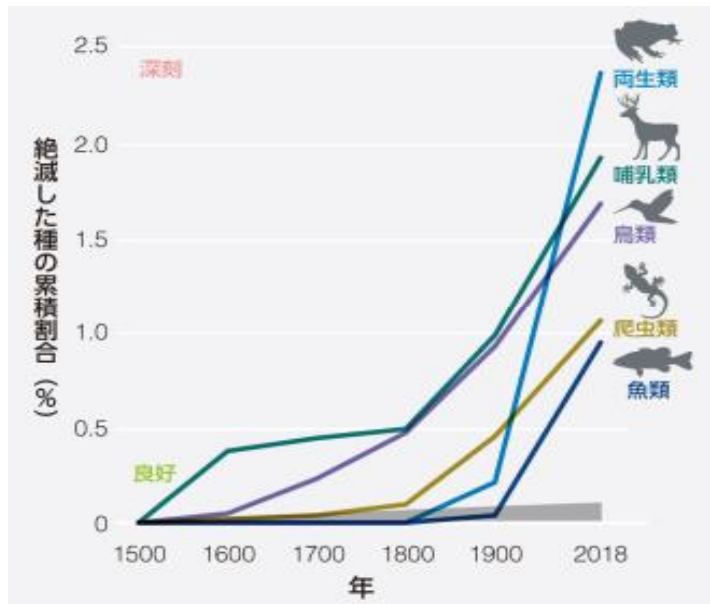
4 今の生物多様性はどういう状態？

地球上では6回目の大量絶滅、そして本市でも多くの生きものに絶滅の危機が迫っています。

6回目の大量絶滅？

地球ではこれまで5回の大量絶滅が起きたとされており、5回目の絶滅は、約6,500万年前に起こった恐竜の大絶滅でした。

今、私たちが生きています時代では、これに続く「6回目の大量絶滅」が起きているといわれており、その原因は、1回目から5回目までの大量絶滅とは異なり、私たち人間の活動が影響していると考えられています。国際機関の研究によると、動物・植物の種のうち、約25%が絶滅のおそれがあり、地球上の種の絶滅は過去50年間で急速に進んでいると報告されています。今後、十分な対策をしなければ、種の絶滅は加速するおそれがあります。



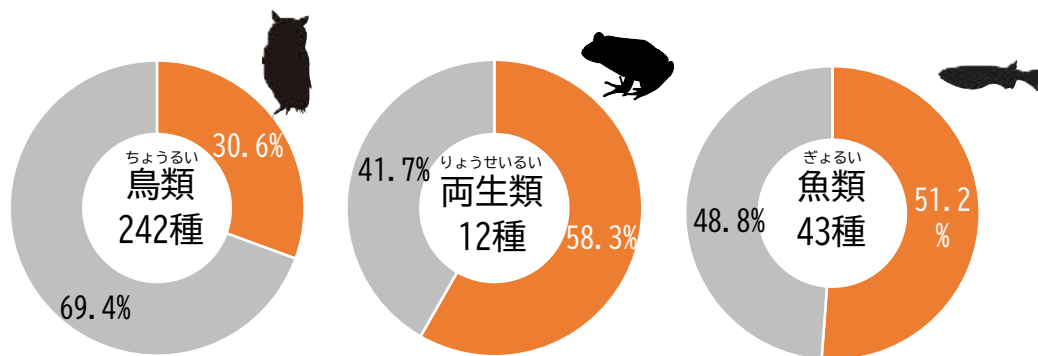
西暦1500年以降の絶滅

【資料：IPBESの地球規模評価報告書政策決定者向け要約より環境省作成】

厚木市内の生きものにも迫る絶滅の危機

本市には現在、動物5,701種、植物1,766種が息息・生育していることがわかっています。このうち、「厚木市レッドデータブック*」に掲載されている絶滅のおそれのある生物種（レッドデータ生物種）は動物234種、植物77種の合計311種です。

市内で確認され、過去からの調査記録が比較的多く整理されている生きものの中で、特に両生類（58.3%）、魚類（51.2%）などは、絶滅のおそれのある種の比率が高く、絶滅の危機が迫っている種が多いことがわかります。



■ 絶滅のおそれのある種の割合
■ その他の種の割合

【資料：厚木市レッドデータブック*】

5 生物多様性が失われるとどうなるの？

生物多様性が失われると、「生物多様性の恵み」である食料や医薬品が失われたり、土砂崩れや洪水などの自然災害が起きるなど、私たちの暮らしにも大きな影響が出てしまいます。

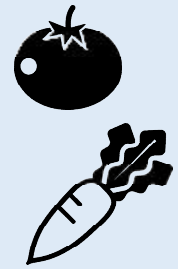
食料や衣服、燃料などがなくなる

私たちの生活に必要な食料や衣服、燃料などは、ほとんどが生物多様性の恵みです。これらがなくなってしまうと人間は生きていけなくなります。



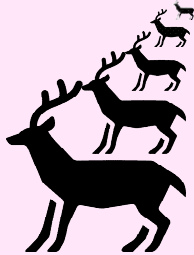
植物の花や実が育たなくなる

昆虫や鳥などに花粉や種子などを運んでもらっている植物は、これらの動物がいなくなってしまうと、花や実が育たなくなってしまうます。



生態系のバランスが崩れる

ある生きものが絶滅することで、生態系のバランスが崩れることがあります。シカの数が増えすぎたのも、天敵だったオオカミの絶滅が原因の一つといわれています。



自然災害が多発する

降った雨は森林や水田に一時的に蓄えられ、土砂崩れや洪水を防いでいます。森林や水田がなくなると、深刻な被害の自然災害が今よりも多く発生することが心配されます。



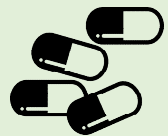
地球温暖化がさらに進む

樹木や海草などは、人間が自然界に出した二酸化炭素を吸収しています。これらの樹木や海草が失われると、地球温暖化がさらに進んでしまうおそれがあります。



医薬品の開発ができなくなる

植物などの生きものを原料にして、数多くの医薬品がつくられています。医薬品の原料となる生きものが絶滅してしまうと、人間にとっては大きな損失となります。



技術開発のヒントがなくなる

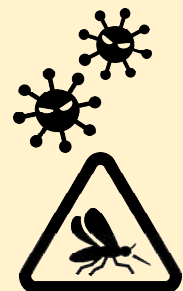
生きものの持つ形や機能からヒントを得て商品を開発することがあります。生物多様性が失われると、このような技術開発ができなくなってしまいます。



新幹線の車両は、カワセミのくちばしがヒントになって設計されました。

感染症が拡大する

森林の減少、野生生物の生息地への人間の進出、都市化などが、感染症を拡大する原因になっているという報告があります。



6 どうして失われるの？

せいぶつたようせい
～生物多様性の4つの危機～

わたし
私たちの暮らしを支えている生物多様性は、今、世界規模で4つの大きな危機に直面しています。

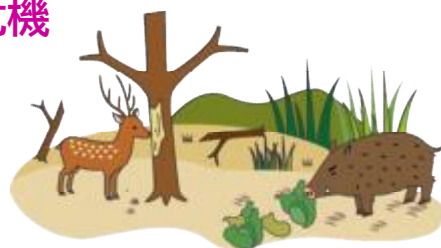
第1の危機：開発や乱獲による危機

第1の危機は、開発や乱獲（生きものを大量にとること）など、人が引き起こす生物多様性への影響です。開発による土地の変化は、多くの生きもののすみかの破壊と悪化をもたらし、乱獲や盗掘（他人の土地で生きものを盗むこと）は、生きものの個体数の減少につながります。



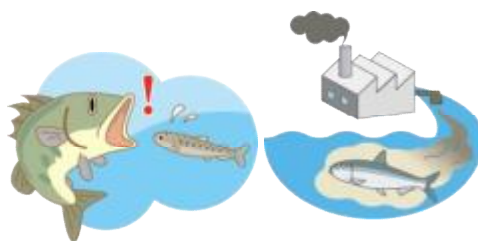
第2の危機：人間の働きかけの減少による危機

第2の危機は、自然に対する人間の働きかけが縮小することによる生物多様性への影響です。里地里山では、資源利用の変化や人口減少、高齢化などの問題により、自然に対する人間の働きかけが縮小しており、地域の生態系のバランスが崩れてきています。



第3の危機：外来種や化学物質による危機

第3の危機は、外来種や化学物質など、人間により持ち込まれたものによる生物多様性への影響です。人間によって外国や国内の他の地域から導入された生きものが、地域固有の生きものや生態系に大きな影響を及ぼしています。



第4の危機：気候変動による危機

第4の危機は、地球温暖化などによる生物多様性への影響です。地球温暖化による気温や降水量の変化は、地球環境に変化をもたらし人間の生活や社会経済だけでなく、今までいた生きものがすめなくなるなど生物多様性にも深刻な影響を与える可能性があります。



危機の背景にある私たちの社会経済



せいぶつたようせい
生物多様性が失われることを防ぎ、回復させていくには、せいぶつ
たようせい
生物多様性の4つの危機を引き起こす「社会の考え方と行動」を変えていかななくてはなりません。

せいぶつたようせい
そのためには、せいぶつたようせい
生物多様性を守り育て、じぞくかのう
持続可能な範囲で利用することによって、わたしたち
私たちの社会や経済がより良いものになるという考え方を浸透させていく必要があります。

7 私たちができることは？

生物多様性を守り育てていくため、私たちができることは何でしょうか。生物多様性が失われないようにするためには、生物多様性の4つの危機の原因を引き起こす私たちの価値観や行動を見直すことが重要です。まずは、生物多様性にふれて、実感し、身近に感じることから始めましょう。

自然のものをとりすぎ
ないようにしよう！



第1の
危機

⇒生きものの数の減少、絶滅を防ぐことができます。

自然を守り育てる
活動に参加しよう！



第2の
危機

⇒自然に人の手を入れることで、生きものが生まれ、育つ場所ができます。

外来種を知り、活用や
駆除の活動に参加しよう！



第3の
危機

⇒外来種の拡大を防ぐことができ、今ある自然のバランスを守ることができます。

ペットや他地域にすんで
いる生きものは野外に放
さず、最後まで飼おう！



第3の
危機

⇒生きもののすみかやエサなどの暮らしを守ることができます。

緑のカーテン*を
育ててみよう！



第4の
危機

⇒植物を育てて日影をつくることで、気温上昇を抑えることができます。

エコラベル*などがついた
環境にやさしい商品を選
んで買おう！



第1の
危機

⇒未来に生物多様性の恵みをつなぐことができます。

身近な公園や緑地に
出かけて、生きものを
探してみよう！



⇒生物多様性の豊かさを実感できます

ごみのポイ捨てを
しないようにしましょう！



⇒ごみによる生態系への悪影響を減らすことができます。

みんなで生物多様性に
ついて話してみよう！



⇒生物多様性について理解を深めることができます。

8 あつぎの生物多様性を感じてみよう

生物多様性の豊かさを感じるには、身近な場所で、生きもののくらし、生きもののつながりに興味を持って、見つめ直すことが重要です。

自然とふれあいながら、生きものを見つけたり、つながりを意識することで、生物多様性の大切さが、きっとわかってくるはずです。



例えば、トンボをみつけたら・・・こんなことがわかるよ!

●大人に成長する場所がある



ぼくを持ち帰らないでね!

●エサがたくさんある

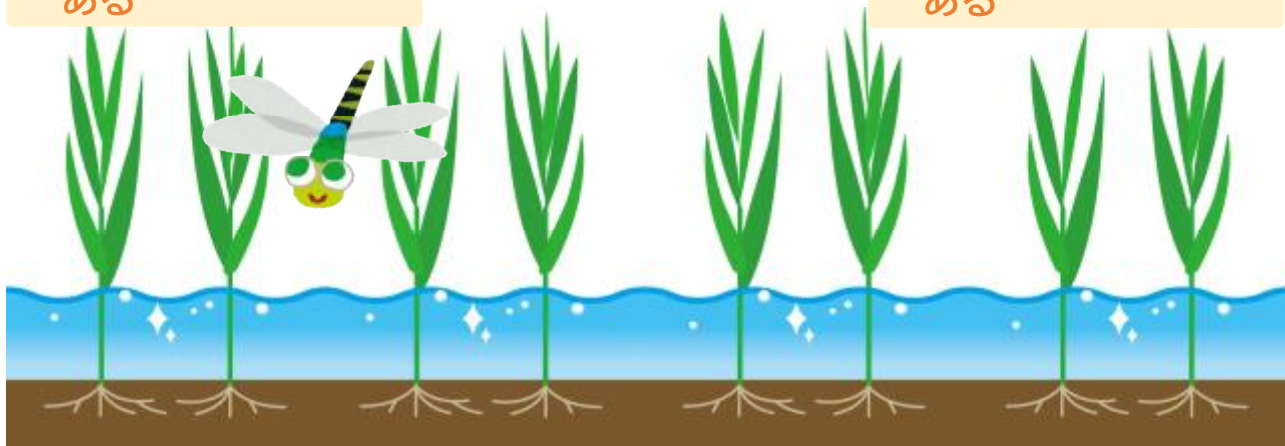


ヨツボシトンボ



●子どもを産む場所がある

●安心して休む場所がある



自然とふれあうことを通じて、本市の生物多様性について感じ、生物多様性の恵みや生物多様性について学べる場所を紹介し^{しょうかい}ます。

市内で生物多様性について学べる場所

あつぎこどもの森公園



広町公園



厚木市内の里地里山



神奈川県自然環境保全センター



七沢森林公園



ほほえみ広場(相模川流域の河川敷)



① あつぎこどもの森公園

あつぎこどもの森公園の里山には、ワクワクがいっぱいあふれています!日本一長い空中回廊で、地上約10mの高さを歩きながら、鳥やリスになった気分を味わうことができます。



ムラサキシジミ



ジャコウアゲハ



オカトラノオ



オニヤンマ



キアゲハの幼虫



コゲラ



トゲアリ



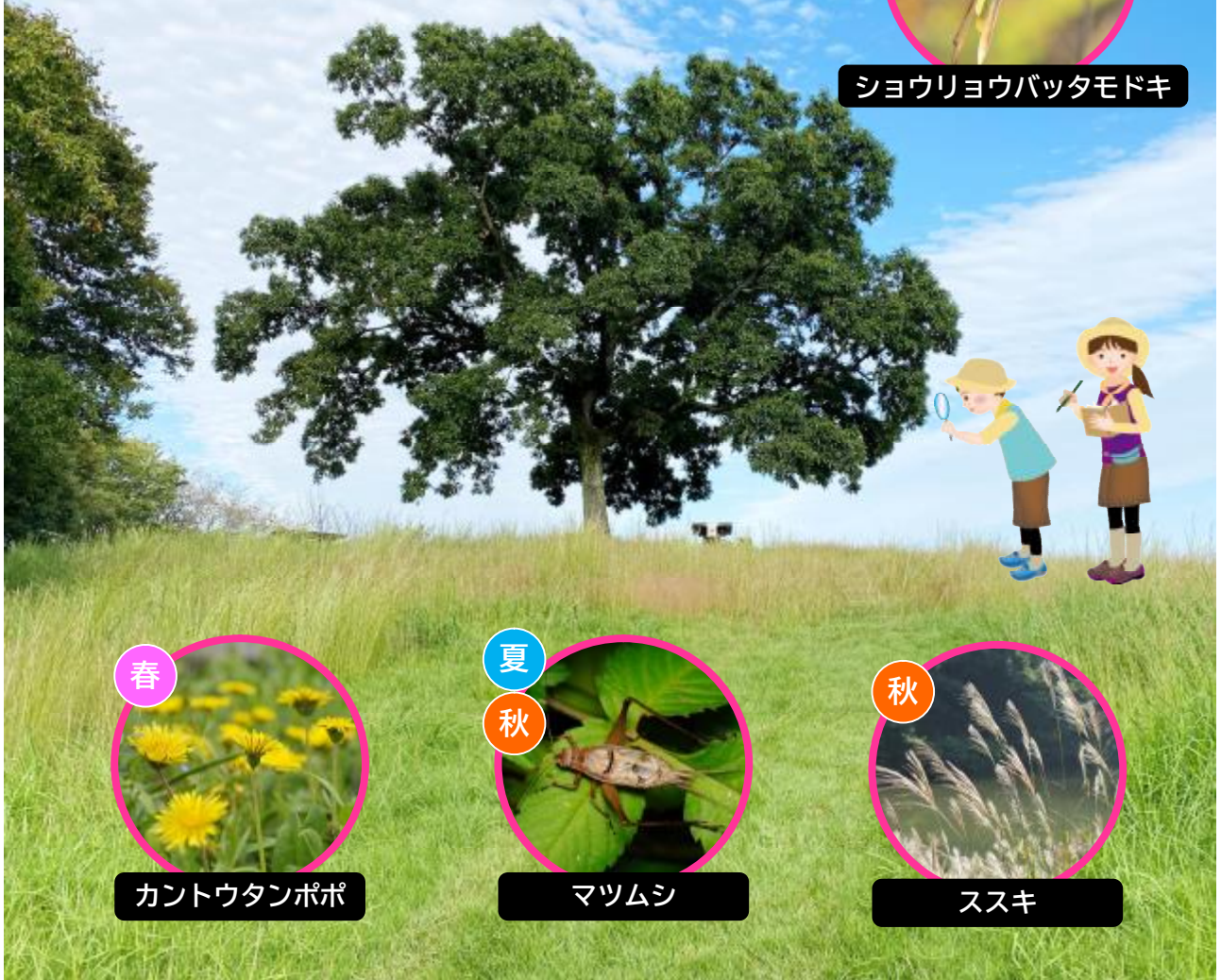
ヤマカガシ



草原の生きものを さが 探してみよう！



ショウリョウバッタモドキ



春
カントウタンポポ



夏
秋
マツムシ



秋
ススキ



夏
秋
ツリガネニンジン

日あたりの良い草原に生えています。夏から秋には、ベルのような形をした花を咲かせます。



春
夏
秋
ヒナバッタ

日あたりの良い草原で、植物の葉などを食べてくれています。春から秋にかけて成虫が見られます。



年中
ホオジロ

草原などで昆虫や植物の種などを食べてくれています。木のてっぺんなどに止まって、さえずる姿をよく見かけます。



林の生きものを さが 探してみよう！

春
夏
秋



アカシジミ

年中



ヤマガラ

夏
秋



コムスジ

春



タチツボスミレ

夏



ヤマユリ

年中



フクロウ

大木の穴に巣をつくり、ひなを育てます。夜になると、音もなく飛び、ネズミやモグラなどの小さな哺乳類をつかまえます。

春
夏
秋



クサボケ

明るい林などに生える低木で、枝にはトゲがあります。春にオレンジ色の花を咲かせ、秋になると、黄色の果実をつけます。

秋



モズ

林のふちなどで見かけることが多い鳥です。バツタやカエルなどをつかまえると、木や枝にさすことがあります。

どんぐりの林



明るい雑木林

多くの生物がすむ明るい林

人間が里山の維持管理を行っている明るい雑木林は、たくさんの生きもののすみかとなっています。



ウラナミアカシジミ



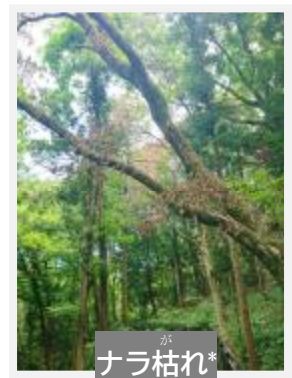
ウグイスカズラ



暗い雑木林

人間の働きかけが減少？

人間が管理しなくなった雑木林は、暗い常緑樹（一年中葉を落とさずに緑の葉を茂らせる樹木のこと）の林となってしまいます。また、ナラ枯れ*被害も見られるようになりました。



ナラ枯れ*

水田や湿地の生物



湿地の復元で植物が復活！

水田や湿地の環境を復元すると、一度は姿を消してしまった生きものたちが、少しずつ復活してきています。



ミズオオバコ

小川に生息するホトケドジョウ

園内の小川は、絶滅のおそれがあるホトケドジョウの生息場所になっています。



ホトケドジョウ

トンボの楽園

外来種のアメリカザリガニの侵入がないため、園内ではたくさんの種類のトンボを観察することができます。



オオシオカラトンボ



マユタテアカネ

② 厚木市内の里地里山 さとちさとやま

市内の里地里山には、のどかな時間が流れています。活動団体や市民ボランティアによる里地里山の保全活動を通して、日本の原風景・食と文化が受け継がれ、環境省の定める「生物多様性保全上重要な里地里山」に選ばれている場所もあります。



【里地里山の注意事項】
土地の持ち主さんや管理している方がいますので、むやみに入るとは絶対にやめてください。

里地里山の生物 さとちさとやま

生きものを育む田んぼや畑

田んぼや畑にアキアカネ、ホソミイトトンボ、オニヤンマ、オオシオカラトンボ、コシマゲンゴロウなどの昆虫類、シュレーゲルアオガエル、アズマヒキガエルなどの両生類、ミゾカクシなどの植物のほか多くの生きものの大事なすみかとなっています。



アキアカネ



シュレーゲルアオガエル



ミゾカクシ

人の手で守る里地里山 さとちさとやま

たくさんの生きものがいる里地里山は、人がお米や野菜などをつくることですみかが守られています。

人が何もしなければ、荒れ果ててしまうので、生きものもすめなくなってしまうます。



水田の水辺

竹林の拡大 ちくりん

人の手が入らなくなった竹林は、森林や農地へと拡大し、多くの生きものにとって生息・生育しにくい環境になってしまいます。



たなだ せま ちくりん
棚田に迫る竹林



③ 広町公園

広町公園は、国道412号線からすぐ近くの荻野地区にある都市公園です。公園内の水辺広場には「広町の湧水」を活用し、神奈川県かんきょうしゅうの代表的な湧水として環境省の「湧水保全ポータルサイト」にも登録されています。



自然をいかし、つくる

三日月湖から始まった珍しい公園

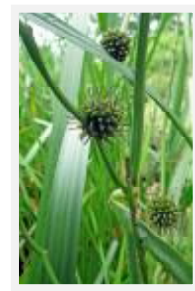
広町公園は、旧荻野川からできた三日月湖（川の蛇行によってできた三日月の形をした湖のこと）を整備してつくられた公園です。園内は自然をいかした池や広場があり、水辺の「飛び宝石」とも呼ばれるカワセミもやってきます。水辺や草地など公園にある自然にふれ、どんな生きものがいるか探してみましよう（公園には立入禁止の保全エリアがあります。ルールを守って探してみましよう）。



【資料：国土地理院ウェブサイト・地理院地図 <https://maps.gsi.go.jp/>】

希少植物ミクリの自生

平成22（2010）年に公園が再整備された際、園内の保全された池で希少植物（厚木市レッドデータブック* 絶滅危惧Ⅱ類）のミクリが発見されました。ミクリは神奈川県レッドデータブック2022でも準絶滅危惧種に指定され、開発などの影響を受けやすいことから県内でも限られた環境にしか存在していません。



④ 神奈川県自然環境保全センター

神奈川県自然環境保全センターは、生物多様性にとって重要な自然環境の保全・再生に取り組んでいます。展示室や野外施設は、さまざまな展示や自然とのふれあいを通して、自然との関わり方や自然環境の保全と再生について学習することができる施設です。



自然とふれあい、あそび、まなぶ

展示室はミニ丹沢

ぐるっと一周できる展示室ではパネルやゲームなどを通じて、自然の仕組みや丹沢の自然再生の取組を学ぶことができます。また、シカやアナグマなどの生きもののはく製も、すぐ近くで見ることができるので、毛並みや爪など細かい部分まで観察して違いを学んでみましょう。



屋外はフィールドをいかした観察園

自然観察園や樹木観察園など、屋外では四季折々の身近な里山の生きものを観察できる施設になっています。自然観察園は「谷戸」と呼ばれる斜面の林に囲まれた谷あいの地形で、1960年代頃まで水田や雑木林として利用されていました。施設の素材をいかして体験活動なども行われています。



生きものは持ち帰らず、その場で観察しましょう

⑤ 七沢森林公園

七沢森林公園は東丹沢の麓にあり、起伏に富んだ地形に雑木林が広がる自然豊かな公園です。県内最大級の都市公園で広さは約65ヘクタール(横浜スタジアムの24個分)になります。展望台やアスレチックなどもあり一年を通じて豊かな自然を楽しむことができます。



自然が人を癒す

色とりどりの植物を楽しむ

園内では、季節に合わせて様々な種類の植物を楽しむことができます。自然豊かな散策路や広場などで色鮮やかな花々が四季の移り変わりを感じさせてくれるとともに、訪れた人の目を喜ばせています。また、園内の植物の情報は公園のホームページでも見ることができます。



県内で初めての森林セラピー®基地*

森林セラピーとは、医学的な検証結果に裏づけられた森林浴の効果がいい、森林を活用することで人の心身の健康維持や、病気の予防を目指します。七沢森林公園を含む七沢地区は、平成19(2007)年に神奈川県内で初めて森林セラピー基地*として認定されました。公園内には園路やトイレが整備されていますので、セラピーを体感するにはぴったりな場所です。



⑥ ほほえみ広場（相模川流域の河川敷）

相模川は、本市の中心部を流れる丸石河原が特徴的な河川です。貴重な生きものも数多く確認されていますが、オフロードバイクなどによる河川敷の踏み荒らし、外来種の繁茂によって、生物多様性が失われつつあります。



相模川中流域の生物

相模川の代表的な植物が移り変わる

かつて相模川では、外来種のカワラノギク、カワラハハコなどの植物が集まる場所が広く存在していました。しかし、近年はオオキンケイギク、ナガエツルノゲイトウ、ムシトリナデシコ、オオブタクサなど外来種が優勢となる場所が広がり、在来種が姿を消しつつあります。



外来種



特定外来生物

オオキンケイギク



特定外来生物

ナガエツルノゲイトウ

世界最悪の侵略的植物ともいわれています



ムシトリナデシコ



オオブタクサ

コアジサシのすみかとなる河川敷

相模大堰の近くの人工中洲には、夏になると、絶滅危惧種の渡り鳥コアジサシが飛来してきます。



コアジサシ

踏み荒らし

オフロード車やモトクロスバイクなどの踏み荒らしで、河川敷の生息・生育環境への影響が心配されています。



市内で見ることができる生きもの

いつまでも豊かな生きものが見られるよう

せいぶつたようせい

みんなで**生物多様性**を守ろう!

生きものの情報は市のホームページでも見られます。



年中

カヤネズミ



年中

スズメ



春

夏

秋

ツバメ



冬

ジョウビタキ (オス)



年中

アオサギ



年中

コサギ



春

夏

秋

ニホンアマガエル



春

夏

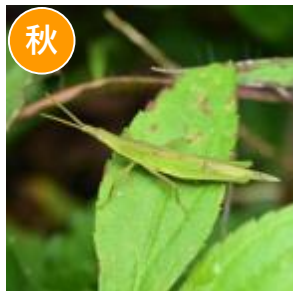
秋

カナヘビ



夏

オオシオカラトンボ



秋

オンブバッタ



秋

ハラビロカマキリ



春

夏

秋

キタキチョウ



夏

ミンミンゼミ



春

夏

秋

ナナホシテントウ



秋

ジョロウグモ



春

夏

ノアザミ



春

夏

秋

エノキ



春

夏

秋

オニグルミ



夏

秋

ホトトギス



春

タチツボスミレ



第1章

戦略の基本的事項

第1節 戦略改定の背景

1-1 国内外の動向

急速な生物種の絶滅に対する危機感などから、平成4（1992）年6月にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）にあわせ、初めて「生物多様性」という概念を採用した「生物多様性条約」が採択されました。

平成22（2010）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（CBD COP10）では、「生物多様性戦略計画2011-2020」が採択され、令和2（2020）年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられました。

その後、令和4（2022）年12月には、生物多様性条約第15回締約国会議（CBD COP15）で愛知目標に次ぐ世界的な目標として「昆明モンテリオール生物多様性枠組*」が採択されています。

国内では、「生物多様性基本法」が平成20（2008）年6月に施行されるとともに、平成24（2012）年9月には愛知目標の達成に向けた「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定されました。

令和5（2023）年3月には「昆明モンテリオール生物多様性枠組*」に向けた「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。

1-2 厚木市の動向

本市では、平成25（2013）年3月に「生物多様性あつぎ戦略」を策定後、その取組を進めています。同年12月には様々な生物のゆりかごとなる里地里山の保全を図るため「厚木市里地里山保全等促進条例」を制定しました。また、平成28（2016）年3月には市内の生物多様性の重要拠点となる「あつぎこどもの森公園」が開園しています。

その後、令和3（2021）年3月には、市内の希少な動物（ほ乳類・鳥類・両生類・は虫類・魚類・甲殻類・昆虫・クモ類）、植物（維管束植物）をまとめた「厚木市レッドデータブック*」を作成・公表しました。さらに、令和3（2021）年3月には、「第5次厚木市環境基本計画」の策定、「厚木市里地里山保全等促進計画」の改定を行いました。

このような様々な背景を踏まえ、「生物多様性あつぎ戦略」を改定することとしました。



生物多様性
あつぎ戦略の策定



厚木市レッドデータ
ブックの作成・公表



第5次厚木市環境
基本計画の策定



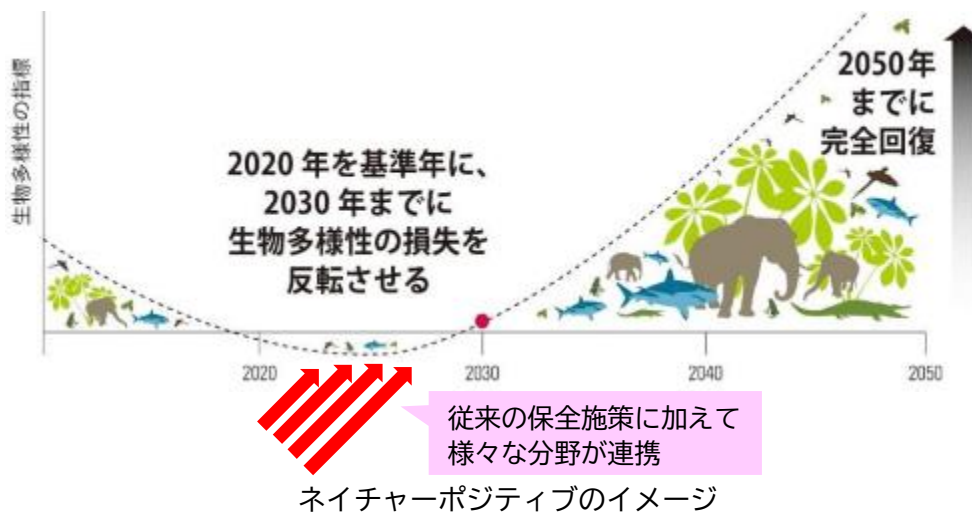
厚木市里地里山保全
等促進計画の策定

生物多様性に関する新しい考え方

「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、目指すべき 2050 年ビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げるとともに、2030 年ミッションとして、「2030 年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という、「**ネイチャーポジティブ（自然再興）**」の考え方を掲げています。また、令和 12（2030）年までに陸域と海域の 30%以上を保全する「**30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標**」が掲げられました。

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは？

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」をいいます。日本の生物多様性は現在も損失傾向が継続しており、この傾向を回復軌道に転じさせることが必要です。そのためには、生物多様性損失の直接的な原因への対策に加え、生物多様性に配慮した社会へ変革していくことが重要となっています。



【資料：生物多様性国家戦略 2023-2030、生きている地球レポート 2022（WWF ジャパン）】

30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標とは？

30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標とは、令和 12（2030）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

30by30 目標は、令和 4（2022）年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（CBD COP15）において採択された新たな国際目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組*」にも盛り込まれています。

政府は 30by30 の達成を目指すため、国立公園などの保護地域の拡充だけでなく、その他の生物多様性の保全が図られている土地を OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）として国際データベースに登録し、その保全を促進していくこととしています。令和 5（2023）年度からは適切な自然資源管理がなされている企業の森や社寺林など、生物多様性の保全に貢献する区域を「自然共生サイト」として認定する制度を開始しました。

「30by30 目標」とは、2030 年までに地球の陸・海それぞれの 30%の面積を保全する目標のこと



第2節 戦略の概要

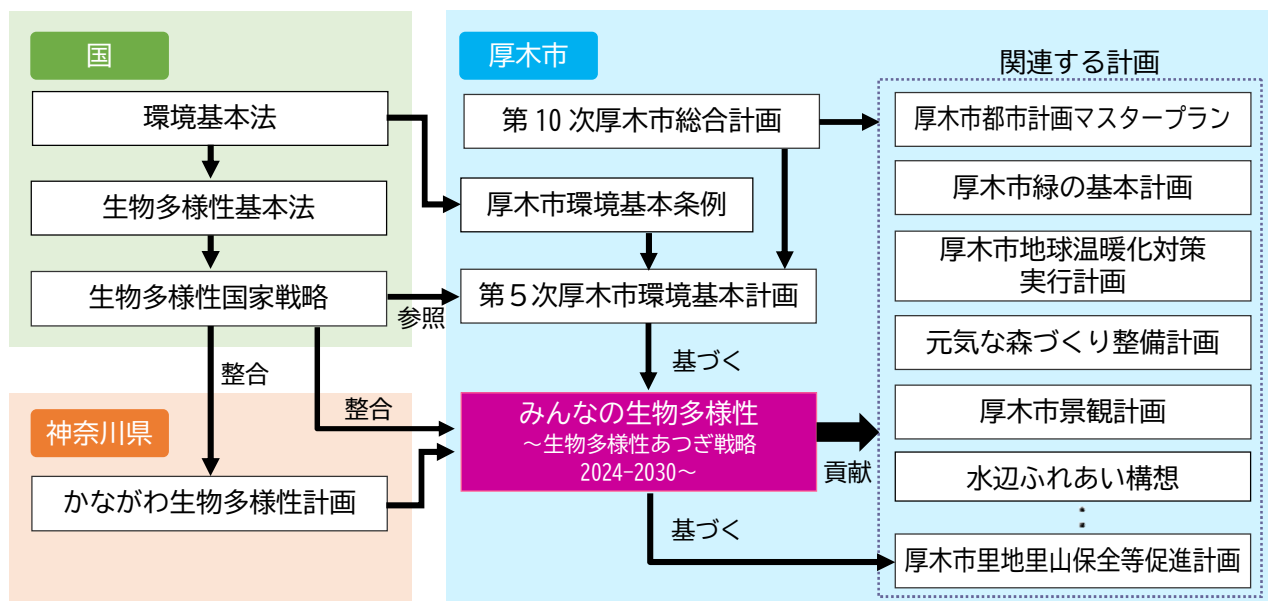
2-1 戦略の位置づけ

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に基づく市域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)であり、「第10次厚木市総合計画」の環境分野における個別計画の「厚木市環境基本計画」を補完する計画として位置づけるものです。

また、本戦略の改定をもって本市の生物多様性に関する「ネイチャーポジティブ宣言*」といたします。

本戦略では、市民・事業者、市民団体等及び行政を対象に、各実施主体の取組を示すとともに、各実施主体の協働による取組を推進します。

生物多様性の保全及び持続可能な利用は、本市の環境行政、社会基盤の整備、教育など様々な分野に関連することから、全庁的な取組を基本として推進していきます。



2-2 戦略の期間

令和6(2024)年度を始期として、生物多様性国家戦略との整合を図ることから、令和12(2030)年度までを戦略の期間とします。また、生物多様性国家戦略の長期目標や短期目標と合わせて、2050年に目指すべき将来像、2030年に短期目標を設定します。

なお、令和8(2026)年度策定予定の「第6次厚木市環境基本計画」と整合を図るため、必要に応じ見直しを行います。

2-3 戦略の対象とする区域

本戦略の対象とする区域は、厚木市全域とします。

2-4 戦略の推進主体

本戦略を推進する主体は、市民・事業者・行政など、本市に関連する全てとします。

各主体の役割については、「第5章 推進体制と進行管理」に詳しく記載します。

第2章

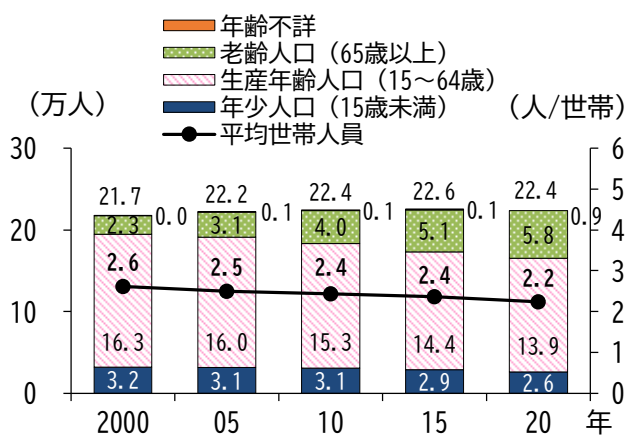
生物多様性の現状と課題

第1節 厚木市の概況

1-1 人口・産業

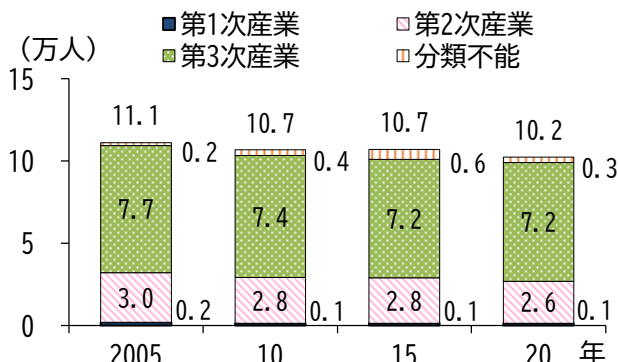
本市の総人口は近年、横ばい傾向にあり、令和2（2020）年は223,705人、100,132世帯でした。高齢人口の増加と年少人口の減少が進む「少子高齢化」が進行しています。

本市の令和2（2020）年における産業別就業者数は、第1次産業が1,230人、第2次産業25,654人、第3次産業72,211人となっています。全体に従業者数は、横ばい傾向にあります。



年齢別人口の推移

【資料 国勢調査】



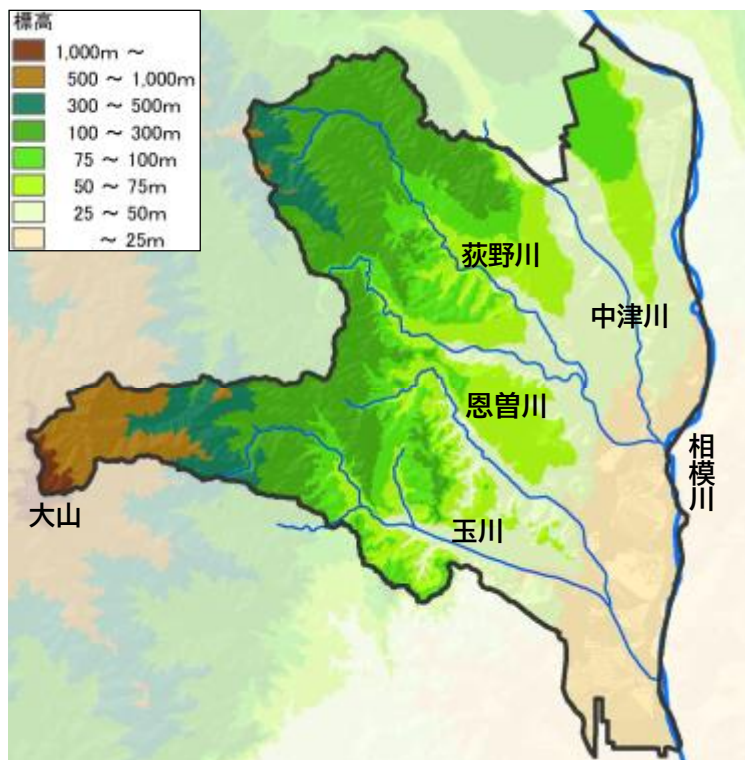
産業別就業者数の推移

【資料 統計あつぎ、国勢調査】

1-2 位置・地形

本市は、相模川の右岸に広がる扇型の市域で構成され、丹沢山地から連なる丘陵地と、緩やかな平野部からなっています。大山（標高1,245m）から相模川に至る標高差は1,200m以上にも及びます。

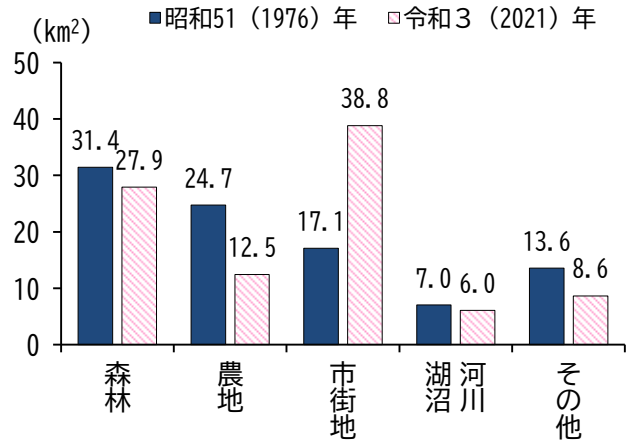
また、相模川、中津川、荻野川、小鮎川、恩曾川、玉川などの河川が流れ、川の流れに沿って河岸段丘とよばれる階段状の地形がみられます。



1-3 土地利用

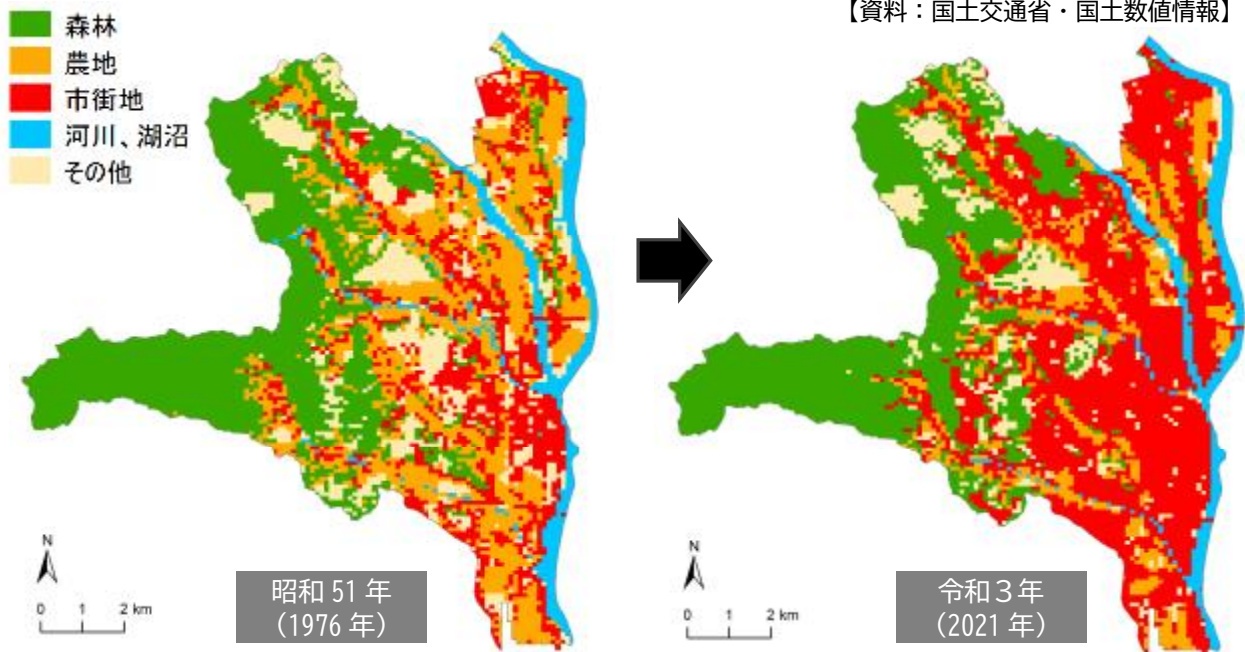
昭和 51（1976）年と令和 3（2021）年の土地利用の変遷をみると、農地や森林が減少し、市街地が拡大していることがわかります。

注）土地利用面積は、GIS（地理情報システム）データから計測したものであり、実際の面積とは異なる場合があります。



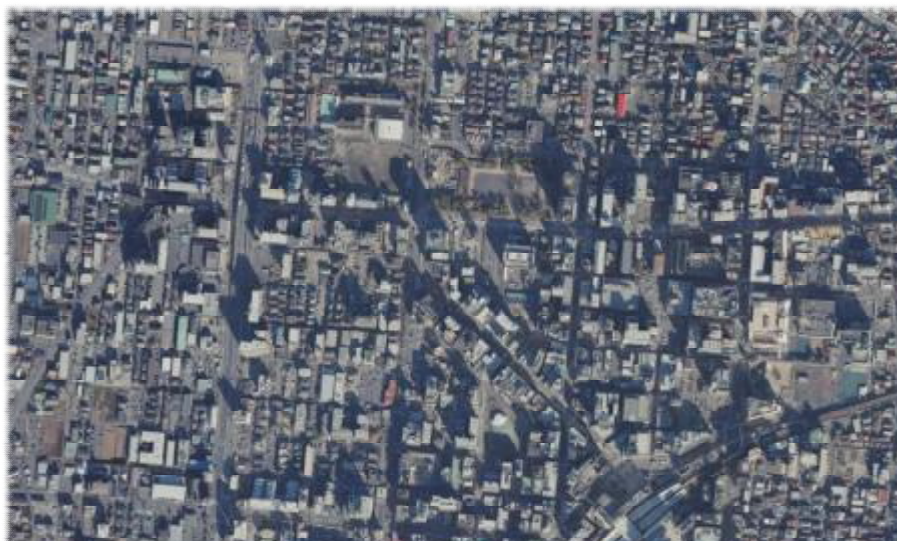
土地利用面積の変化

【資料：国土交通省・国土数値情報】



土地利用の変遷

【資料：国土交通省・国土数値情報】



市役所周辺の市街地（令和 4（2022）年）

第2節 生態系

2-1 山地

■市域の約28%を占める森林

本市の西部及び西北部に広がる山地のほとんどが森林に覆われ、大型哺乳類、猛禽類の生息地となっています。

本市の森林面積は2,645haで、市域の面積の約28%を占めており、その内訳は広葉樹林(65%)が最も多く、次いでスギ・ヒノキ植林(28%)となっています。広葉樹林のほとんどは、かつて薪や炭の原料を得るために定期的な伐採により維持されてきたクヌギ・コナラの林です。



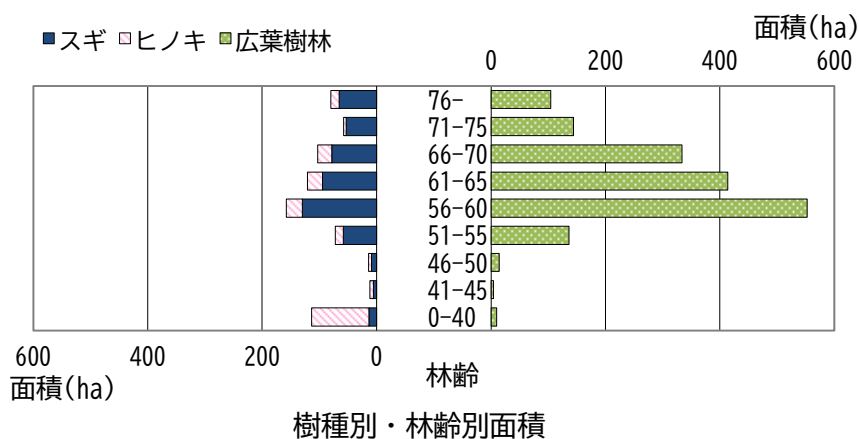
森林

【資料：元気な森づくり整備計画】

■林業の衰退や生活様式の変化による森林の高齢化

スギ・ヒノキの植林、広葉樹林ともに林齢51年生以上の森林が多く、高齢化が進んでいます。

林業の衰退により手入れの遅れた高齢のスギ・ヒノキ植林は、土砂の流出を防ぐ機能が低下していきます。また、生活様式の変化により維持管理されず高齢化したクヌギ・コナラの広葉樹林は、ナラ枯れ*の被害を受けやすくなるとともに、そこに依存する生物が消失し生物多様性が低下していきます。



樹種別・林齢別面積

【資料：元気な森づくり整備計画】

■丹沢山地における自然再生

丹沢山地では、ニホンジカの食圧などによる林床植生の衰退、オーバーユースによる登山道の荒廃、ごみ・し尿処理の問題、奥山域のブナの立ち枯れなどにより、希少な動植物の生息・生育に悪影響が生じています。神奈川県では平成11(1999)年に「丹沢大山保全計画」の策定、平成19(2007)年から「丹沢大山自然再生計画」による事業を行っており、林床植生の回復や希少植物の保全に効果がみられます。

課題

- 森林の持つ公益的機能を発揮させるとともに林業の振興を図るため、荒廃の進んでいるスギ・ヒノキ植林を計画的に整備することが必要です。
- ナラ枯れ*の防止及び生物多様性の保全を図るため、高齢化が進んでいるクヌギ・コナラの広葉樹林を計画的に更新することが必要です。
- 地元産木材の活用促進を図る必要があります。
- 県と関係市町村、市民等多方面と連携し、丹沢山地における自然再生を継続することが必要です。

2-2 里地里山・農地

■里地里山を生息環境としている多くの絶滅危惧種

里地里山は、集落とそれを取りまく農地や水路、二次林などで構成されます。山地と市街地の中間に位置し、水田耕作を中心とした人間の働きかけは、湿地やため池、明るい二次林等の多様な環境を生み出し、そこに適応する多くの生物のすみかになっています。「厚木市レッドデータブック*」に掲載されている絶滅危惧種の多くも、湿地や水田、二次林、草原といった里地里山を生息・生育環境として利用しています。



オオタカ



キビタキ



モートンイトトンボ



シマゲンゴロウ

■荻野・小鮎・玉川の3地域における里地里山の保全活動

里地里山の自然環境は、人の手が入り二次的な自然資源の利用が定着することで形成されるため、人の働きかけがなくなった里地里山には、再び人の手を入れることが必要になります。

本市は、平成27(2015)年3月に「厚木市里地里山保全等促進計画」を策定(令和3(2021)年3月改定)し、保全等を図る重点地域として荻野・小鮎・玉川の3地域を指定しました。現在、重点地域では、地域住民を主体とした里地里山活動団体が市民ボランティアや企業、大学と連携し、里地里山の保全等の活動が行われています。



里地里山での活動

■神奈川県内でも農業が盛んな地域

本市では、米やナシ、ブドウ、イチゴなどが生産され、神奈川県でも農業が盛んな地域です。

現在、米づくりは川に近く、土地が低く平らで水を引きやすい地区を中心に行われており、主にはるみなどの品種が耕作されています。

市内農業の活性化を図ることを目的に、厚木市民朝市や夕焼け市を定期的に開催し、厚木産の農作物の学校給食への活用を行うなど、地産地消を推進しています。



厚木市民朝市

■多様な生物が生息・生育する水田

水田は人間にとっての食料生産の場であるだけでなく、多様な生物のすみかとなっています。



コサギ



ニホンアマガエル



ヒバカリ

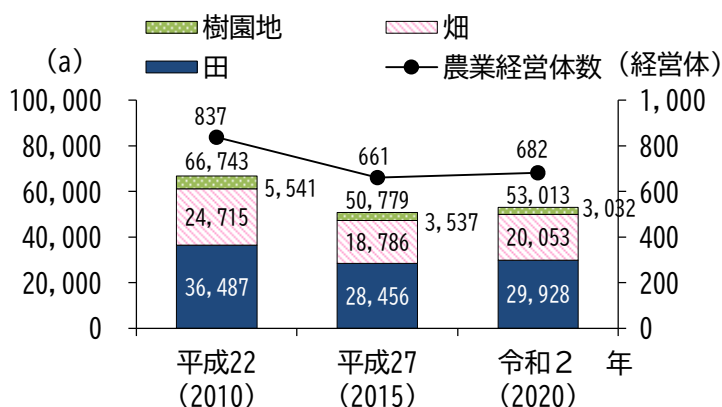


アキアカネ

■減少する経営耕地面積・農業経営体数

近年の農業就業者の減少や宅地整備化等により、水田などの農地の面積は全体として減少傾向にあります。

令和2（2020）年における本市の農業経営体数は682、経営耕地面積は53,013aであり、その内訳は田が56.5%、畑が37.8%、樹園地が5.7%となっています。平成22（2010）年と比べ農業経営体数、経営耕地面積ともに減少していますが、平成27（2015）年からの5年間では、ほぼ同水準で推移しています。



経営耕地面積・農業経営体数の推移
【資料：厚木市都市農業振興計画】

課題

- 里地里山の荒廃、竹林の拡大などに起因し、有害鳥獣による農作物への被害などが増加しているため、人と野生生物の緩衝地帯としての機能を果たす里地里山の適正な管理が必要です。
- 里地里山の保全活動について、継続的な支援が必要です。
- 農地の宅地化や転用が進んでいることから、農業の担い手の育成や農業基盤の強化、遊休農地の解消、市民農園の充実などが必要です。
- 多様な生物のすみかともなる地域の健全な農地を保全していくため、化学肥料や農薬の使用量削減の普及に取り組み、環境負荷の低減を図る必要があります。



生物多様性を育む水田

2-3 水辺

■生態系ネットワーク*の重要な軸を形成

本市は、相模川沿いの平野部から大山にかけて、相模川を幹として中津川や小鮎川など大小様々な河川が枝状に広がっています。主要な河川として一級河川の相模川、中津川、荻野川、小鮎川、恩曾川、玉川のほか、準用河川の恩曾川、善明川、山際川が流れています。

このような河川を含む水辺は、生態系ネットワーク*の重要な軸になっています。

■3,000種以上の生物のすみかとなる相模川

相模川（周辺の河岸段丘含む）には動物で2,337種、植物で960種と様々な生物の生息・生育が確認されています。両岸のヨシ・オギ原は、カヤネズミの良好な生育地となっているほか、大堰下流の中洲にはコアジサシが繁殖し、河川敷の広大な河原にはカワラスズなどが生息しています。また、アユ釣りが有名であり、全国有数のアユ漁獲量を誇っています。一方、相模川などの河川敷の広い範囲で外来植物が優勢になりつつあります。



アユ

■市民の地域活動やアウトドアの場としての利用

相模川や中津川の大きな河川は河川敷が広く、スポーツ広場や多目的広場として利用されています。また、広場以外の場所では様々な植物が茂り、市街地に居住する市民にとっては身近な自然環境となっています。荻野川や玉川、恩曾川などの中小河川では、堤防道路を利用した散歩やジョギング、地域活動の場として広く利用されています。玉川上流部には溪流や滝が分布し、川沿いの道がハイキングコースになっているだけでなく、沢遊びやキャンプ、自然観察などでも利用されています。



相模川ほほえみ広場

■クリーンキャンペーンの開催

相模川の河川清掃は、昭和46（1971）年に始まった歴史ある取組であり、現在は相模川流域の6市町村（厚木・相模原・海老名・座間市、愛川町、清川村）でつくる県央相模川サミット*の活動の一環として、相模川クリーンキャンペーンを実施しています。令和5（2023）年度は相模川・中津川・小鮎川が重なる三川合流点と旭町スポーツ広場を中心に実施し、1,900人が参加しました。

課題

- 河川生物の回遊への配慮や生息・生育環境を再生し、水と緑の生態系ネットワーク*を拡大していく必要があります。
- 河川敷の広範囲を占有しつつある外来植物の除去、礫河原の再生などの自然再生を検討する必要があります。
- 河川におけるごみの散乱などを改善するため、今後も相模川クリーンキャンペーンなどの河川清掃を継続していく必要があります。

2-4 市街地

■都市の環境に適応した生物

中心市街地における建物の密集化、台地における住宅地や工業団地の開発などによる斜面緑地の分断が進んでおり、市街地の自然は大きく失われてきました。

緑が減少することで、生物の生息地の喪失や分断など孤立化が進んでいるため、市街地でみられる生物は非常に限られています。しかし、イソヒヨドリ、ハシブトガラスなど都市空間を利用する鳥類がみられるほか、植物が生育する公園や街路沿いではヤマトシジミやアブラゼミなどが生息しています。石垣や民家では、昆虫類を捕食するアブラコウモリやニホンカナヘビがみられます。



アブラゼミ

■市街地の緑地を確保する取組

開発や農地の減少などにより、市街地の緑地は大きく失われましたが、市街地の緑を創出・保全する取組として、公共施設の緑化や都市公園の整備、斜面緑地の保全、特別緑地保全地区、保護樹木の指定などを行っています。

市街地に点在する寺や神社に生育しているイチョウ、ケヤキ、クスノキなどの巨樹・巨木は、シジュウカラ、コゲラ、アブラゼミなど様々な動植物に利用され、市街地の緑地として重要な役割を果たしています。



恩曾恩名特別緑地保全地区

■外来植物の分布

ヒメジョオンやアメリカオニアザミなど、特に外国から来た外来植物は、道路沿いや空き地などにいち早く侵入し、在来種を追いやるほど旺盛に繁殖します。そのため、道路や空き地が多い市街地には外来植物が多くみられます。

また、道路や堤防の法面には発芽・生育の早い外来植物、公園の花壇には色鮮やかで手入れが容易な外来の園芸植物を用いることが多いことも、市街地に外来植物が多い理由となっています。



ヒメジョオン

課題

- 市街地の緑地を確保した上で、山地から市街地まで街路樹や企業の緑地、家庭の庭などの緑をつなぎ、生物が移動できる「緑の回廊（コリドー）」を形成する必要があります。
- 緑化に際しては、外来種を使用しないことや、在来の緑化木などを使用することにより、地域の在来種を守ることが重要です。

第3節 動植物

3-1 動植物

■「厚木市生物目録*」における約7,300種の確認記録

本市では、厚木市教育研究所やあつぎ郷土博物館の収集した生物情報を、文献資料や現地踏査により調査し、取りまとめた結果を「厚木市生物目録*」としてまとめています。この「厚木市生物目録*」によると、本市内では約5,600種の動物と、約1,700種の植物が確認されています。

■哺乳類（32種）

- 山地の森林にはニホンジカやツキノワグマ、溪流にはカワネズミなどが生息しています。
- 平地から丘陵地、山地にかけてはアカネズミ、ホンドタヌキ、アナグマなどが生息しています。
- 河川や谷戸にはハタネズミ、カヤネズミなど、草地を利用する種が生息しています。
- 市街地では、都市部の環境に適応したアブラコウモリなどが生息しています。



準絶滅危惧

カヤネズミ

■鳥類（223種）

- 森林には留鳥*のアオゲラやカケス、夏鳥のオオルリやクロツグミ、サンコウチョウ、冬鳥のアオジなどが生息しています。
- 水田にはコサギ、チュウサギ、アマサギなどのサギ類、畑地にはムクドリやツグミなどが生息しています。
- 河川では相模川を中心に鳥類がみられ、水辺にはササゴイやゴイサギ、カワセミなどが生息するほか、冬季には水辺をマガモやヒドリガモなどのカモ類が越冬場所として利用します。
- 河原の砂地や石が広がる場所にはシロチドリやコアジサシ、草地にはヒバリやホオジロ、セッカなどが生息しています。
- 池や湿地ではカルガモやバン、カイツブリなどの水鳥が生息しています。
- 市街地の公園や緑地にはスズメ、シジュウカラ、キジバト、コゲラなどが生息しています。



カワセミ

■両生類（12種）・爬虫類（11種）

- 両生類は水辺でみられる種が多く、トウキョウダルマガエル、シュレーゲルアオガエル、ニホンアマガエルなどのカエル類やアカハライモリが生息しています。
- 丘陵地や山地にかけての森林にはアズマヒキガエル、タゴガエルなどが生息しています。
- 爬虫類では森林から農地、河川にかけてニホンカナヘビやアオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシなどが生息しています。



絶滅危惧Ⅰ類

アカハライモリ

■魚類（41種）

- 溪流にはヤマメやカジカ、河川本流や支流ではオイカワ、ウグイ、ヒガシマドジョウ、回遊魚のニホンウナギやアユなどが生息しています。
- 谷戸の小川ではホトケドジョウ、水田と周辺の水路ではギンブナ、ナマズ、ドジョウなどが生息しています。



オイカワ

■昆虫類（4,893種）

- 丘陵地の広葉樹林には、ノギリクワガタやカブトムシ、ヒオドシチョウ、ミズイロオナガシジミなどが生息しています。
- 丘陵地にみられる湿地にはキンヒバリ、ハネナガイナゴ、ハイケボタル、緑地や法面の草地にはショウリョウバッタやジャノメチョウ、コアオハナムグリなどが生息しています。
- 河川の水辺にはハグロトンボやゲンジボタル、河原の砂地や石が広がる場所にはノグチアオゴミムシやヒゲコガネ、草地にはクルマバッタモドキやトノサマバッタなどが生息しています。
- 水田にはヒメゲンゴロウやコガムシ、畑地周辺にはベニシジミやキアゲハ、公園や緑地にはニイニイゼミ、アブラゼミ、イチモンジセセリ、モンキチョウなどが生息しています。



カブトムシ

■クモ類（380種）

- 森林にはカネコトタテグモ、キノボリトタテグモ、草地にはヤハズハエトリ、ナガコガネグモ、河原の水際にはイサゴコモリグモ、キシベコモリグモなどが生息しています。
- 市街地の公園や緑地にはクサグモやジグモなどが生息しています。

■植物（1,766種）

- 本市に広く分布するコナラ、クヌギを主とする落葉広葉樹林には、ヤマユリ、シュンラン、タチツボスミレなどが生育しています。
- 社寺林として残る常緑広葉樹林には、林冠を構成するスダジイ、タブノキのほか、ヤブランやヤブコウジなどが生育しています。
- 標高 800m 付近から大山山頂付近の冷温帯にはブナ、イヌブナ、シロヤシオなどが生育しています。また、本市は植物地理学でいう「フォッサマグナ地域」に位置しており、同地域に特有なマメザクラ、ランヨウアオイ、アズマイバラなどの植物が確認されています。
- 相模川や中津川に広くみられる丸石河原には、かつてはカワラハハコやカワラノギクなどカワラという言葉をつけた植物が数多く生育していました。



ヤマユリ



マメザクラ

課題

- 厚木市内に生息・生育する生物への関心を高めるため、市民に広く啓発していく必要があります。

3-2 絶滅のおそれのある種

■300 種以上の厚木市レッドデータブック*掲載種

本市では、厚木市内の野生生物の現状を把握し、その保護と生物多様性の保全を図るため、市独自の「厚木市レッドデータブック*」を令和3（2021）年3月に作成しました。絶滅のおそれがある種（レッドデータブック掲載種）の評価にあたっては、「厚木市生物目録*」に登載されている全種を対象としており、生息数や生息地の現状、種の特長、現地踏査などの、多角的な視点から評価を行っています。「厚木市レッドデータブック*」に掲載されているのは、動物 234 種（哺乳類 10 種、鳥類 74 種、両生類 7 種、爬虫類 2 種、魚類 22 種、昆虫類 112 種、クモ類 7 種）、植物 77 種の合計 311 種です。

■都市化や開発による環境の悪化

絶滅危惧種にはサシバ、オオムラサキ、カタクリなど、里山や農地を利用する種が多く、これらの生息環境は都市化によって狭められているほか、管理不足による荒廃によって生息環境が悪化しています。また、タコノアシ、キカシグサ、イヌタヌキモなど湿生植物や水生植物は水田や湿地などの減少、ホトケドジョウやミナミメダカなどは、都市化や河川改修などにより、生息地が狭くなっています。

■水辺を利用する分類群・種の多くがリストアップ

水辺を繁殖場所として利用する両生類や水中に生息する魚類は、市内の記録種の半数以上が「レッドデータ種」にリストアップされています。また、鳥類や昆虫類、植物でも湿地性、水生の種が絶滅危惧種にリストアップされています。

レッドデータ種数

カテゴリー区分	基本概念	本市での確認種数		
		植物	動物	合計
絶滅(EX)	本市で既に絶滅したと考えられる種	1	11	12
野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種	0	0	0
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種	13	60	73
ⅠA類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	0	5	5
ⅠB類(EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	0	2	2
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅の危険が増大している種	24	45	69
準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種	16	72	88
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種	23	39	62
厚木市レッドデータブック*掲載種 合計		77	234	311

課題

- 「厚木市レッドデータブック*」にリストアップされたのは、市内で記録されている生物種（約 7,300 種）の約 4%ですが、残りの 96%のうち、ほとんどの種はその生息状況をつかめず評価に至っていません。生息状況が解明されないまま、市内から絶滅した生物も相当数含まれていると考えられており、今後も生息状況の実態を把握していく必要があります。

3-3 外来種

■ 特定外来生物 16 種の確認

「外来生物法」(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)では、生態系や人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などを規制しています。本市では、アレチウリ、アライグマ、スウィンホーキノボリトカゲなど 16 種の特定外来生物が確認されています。



特定外来生物

アレチウリ



特定外来生物

スウィンホーキノボリトカゲ

本市で確認されている特定外来生物

分類群	種名
植物	ナガエツルノゲイトウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ
動物	【哺乳類】アライグマ 【鳥類】ガビチョウ 【爬虫類】カミツキガメ、アカミミガメ※、スウィンホーキノボリトカゲ 【両生類】ウシガエル 【魚類】ブルーギル、オオクチバス 【昆虫類】アカボシゴマダラ 【クモ・サソリ類】ハイイロゴケグモ 【甲殻類】アメリカザリガニ※

※条件付特定外来生物

■ ナガエツルノゲイトウの侵入

特定外来生物のナガエツルノゲイトウが、令和 4 (2022) 年に初めて本市で発見され、相模川や水田地帯での定着が確認されています。ナガエツルノゲイトウは、水田や河川など水辺に繁殖する多年草で、再生力、拡散力、侵略性が高いという特徴があります。観賞用として持ち込まれたものが野外に広がり、水田や畑で繁茂するなど農業への被害が出ているほか、在来植物の生息環境を奪うなど生態系に悪影響を及ぼしています。



相模川に繁茂する
ナガエツルノゲイトウ

■ 市民・市民団体等と連携した外来種の調査・防除

本市では、種や遺伝子の多様性を保全するため、市民及び市民団体と連携し、主に特定外来生物を対象に外来種防除を進めています。例えば、スマートフォンなどから簡単に画像と位置情報を投稿できるシステム「スマ報」を活用し、特定外来生物を含む外来種の情報収集から駆除までを市民協働で行う取組を実施しています。また、アライグマに対しては「アライグマ防除実施計画」に基づき、市民や農協等と連携し、捕獲・駆除などの防除に取り組んでいます。

課題

- 市民・市民団体等と連携した外来種の分布調査を今後も実施していくとともに、「入れない、捨てない、拡げない」の外来生物被害予防三原則を基本とし、外来種の防除を推進していく必要があります。
- 外来種問題についての普及啓発を強化し、外来種の防除に対する理解や協力をより一層得られるようにすることが必要です。

国内外来種モリアオガエル

外来種とは、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指し、海外から日本に持ち込まれるだけでなく、日本国内の生息地から、もともといなかった地域に持ち込まれるものを「国内外来種」と呼んでいます。

「国内外来種」を含む外来種が侵入すると、在来種の生息・生育環境や餌を奪ったり、外来種が在来種を食べたり、在来種と交雑して雑種をつくるなどの影響が懸念されます。

あつぎこども森公園でも「国内外来種」のモリアオガエルとその卵塊が確認されています。モリアオガエルは水辺の木枝等に白い泡に包まれた卵を産むカエルで、国内では保護されている地域もある種ですが、厚木市内では、かつてモリアオガエルは確認されておらず、人の手によって持ち込まれた可能性が指摘されています。あつぎこども森公園では、生態系へ影響を与えることが懸念されるモリアオガエルの駆除活動が継続的に行われています。



モリアオガエル

3-4 野生鳥獣

■野生鳥獣による農作物や人的被害の発生

本市では、ニホンザル、ニホンジカ、ニホンイノシシ、中型動物（ハクビシン、ホンドタヌキ、アライグマ、アナグマ）、鳥類（カラス、ドバト、ムクドリ、スズメ、ヒヨドリ）などの野生鳥獣による農作物などへの被害が発生しています。令和3（2021）年度の被害面積は1.52ha、被害額は255.4万円であり、被害面積はニホンイノシシ（全体の53.3%）、被害額は中型動物（全体の42.0%）が多くなっています。

また、ニホンイノシシなどがヤマビルを運搬し、地域住民等へのヤマビルによる吸血被害を誘発しているほか、中型動物の屋根裏などへの侵入、カラスによる人間への攻撃などの被害も報告されています。



ヤマビル

課題

- 「厚木市鳥獣被害防止計画」に基づき、野生鳥獣の適正管理、被害防止対策を推進していく必要があります。

第4節 生物多様性の保全に向けた新たな視点

4-1 30by30

■市域の約13.7%が保護地域

本市には、丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園などに指定されている保護地域をはじめとして、以下のような地域があります。市総面積に占める保護地域の割合は約13.7%と試算されます。

なお、国全体の保護地域の国土面積に占める割合は20.5%であり、国は令和12（2030）年度までに30%とする目標を掲げています。

厚木市内の保護地域

保護地域		面積 (ha)
市総面積（令和5年1月1日時点）		9,384
保護地域	自然公園	1,093
	都道府県自然環境保全地域	85
	鳥獣保護区	1,214
	特別緑地保全地区	0.2
	重複地域を除外	-1,103
保護地域合計		1,289
市総面積に対する保護地域の割合		13.7%



厚木市内の保護地域

■環境省・自然共生サイトの仕組みが開始

環境省は、30by30 目標の達成に向け、「自然共生サイト」の登録制度を令和5（2023）年度から開始しました。この制度に登録されると、保護地域を除く部分がOECMに登録されます。

令和5（2023）年8月時点で本市内の登録地はありませんが、本市では「自然共生サイト」への登録を推進していきます。

課題

- 30by30 目標の達成に向け、環境省・自然共生サイトへの登録、OECMへの登録について検討していく必要があります。

自然共生サイト・OECMとは？

環境省では「民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定する制度を令和5（2023）年度から開始しました。自然共生サイト登録地のうち、自然公園などの保護地域を除いた地域がOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）として国際データベースに登録されます。

企業の森・緑地、ビオトープ*、自然観察の森、里地里山、森林施業地、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、緑道、都市内の緑地、公園、ゴルフ場、池、河川敷、建物の屋上緑化、草原等

自然共生サイトの対象候補

4-2 自然を活用した解決策 (NbS)

自然生態系を保全・再生しながら社会課題への対応を進める取組である「自然を活用した解決策 (NbS)」が近年、注目されています。

本市においても、森林は二酸化炭素の吸収や土砂崩れの防止、水田は雨水貯留による洪水緩和、公園の緑はふれあいの場やヒートアイランド*対策などが NbS に位置づけられます。

課題

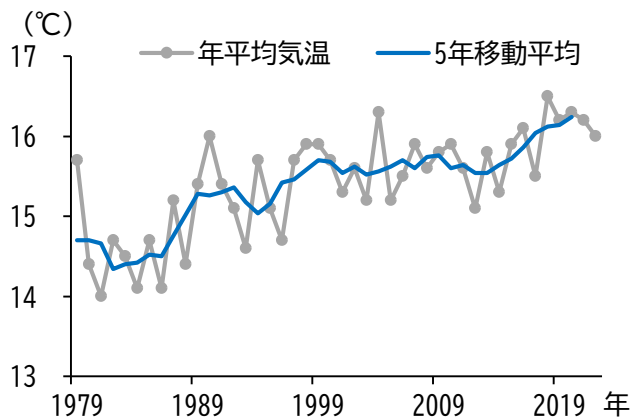
- 「自然を活用した解決策 (NbS)」を市内で実施する各種事業に取り入れるなど、自然を活用しながら環境・経済・社会の問題を同時解決していく必要があります。

4-3 気候変動

本市の最寄りの地点でアメダス海老名観測所の気温変化をみると、年平均気温は徐々に高くなる傾向があり、昭和 54 (1979) 年から令和 2 (2020) 年までの約 40 年間で約 1.5℃上昇しています。

地球温暖化に伴う気候変動は、自然生態系にも影響を及ぼし、生物の分布拡大・縮小など様々な影響が出てきています。本市でも、熱帯・亜熱帯に広く分布するチョウ類であるモンキアゲハが確認されるなど、南方系種の北方への分布拡大による移入がみられます。

「気候変化レポート 2018－関東甲信・北陸・東海地方－」(平成 31 (2019) 年 3 月、関東管区气象台)によると、今世紀末には神奈川県は平均気温は約 4℃上昇すると予想されており、自然生態系や農林水産業などへの影響が懸念されています。



年平均気温の経年変化
(アメダス海老名観測所)

【資料：気象庁ウェブサイト】



モンキアゲハ

課題

- 今後も気温が上昇すると予測されていることから、自然生態系や農林水産業などについて、「厚木市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」に基づく適応策を推進していく必要があります。

SDGs と生物多様性

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2015（平成 27）年 9 月、国連総会で環境・経済・社会に関わる 17 のゴールから構成される具体的行動指針である「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。17 のゴールの中には、生物多様性の保全と持続可能な利用についての内容も含まれており、目標年度の 2030（令和 12）年に向け、世界中で取組が推進されています。

また、下図は「SDGs ウェディングケーキモデル」と呼ばれ、スウェーデンにあるレジリエンス研究所の所長ヨハン・ロックストローム博士が考案した SDGs の概念を表す構造モデルです。生物多様性などの自然資本が社会や経済を下支えする構造となっており、自然資本なくしては社会や経済が成り立たないことを端的に示しています。



SDGs ウェディングケーキモデル

【資料：Stockholm Resilience Centre 作成の図に厚木市が一部追記】

第5節 人との関わり

5-1 生物多様性に関する教育・保全活動

■生物多様性の教育の推進

本市では、関係団体等と協力して環境学習講座を開催し、生物多様性に対する意識の啓発と環境保全のために自ら率先して行動できる人材育成、機会の創出を図っています。

また、小中学校や保育所における環境教育の一環として、エコスクールプログラムへの参加によるグリーンフラッグ*認証の取得を推進し、子どもたちの環境保全に対する意識の向上を図っています。



身近な環境エコツアー～農大で生きものさがしをしてみよう～

生物多様性に関する教育・普及啓発の主な取組実績

項目	取組実績
生物多様性に関する教育	<ul style="list-style-type: none">• 博物館の自主事業として自然観察会を実施しました。• 出前講座として、小学校や公民館へ外来生物の講話などを実施しました。• 市民団体等と連携し、生物多様性をテーマとするエコツアーを実施しました。
人材育成、リーダーの養成	<ul style="list-style-type: none">• 関係団体等と協力し、環境市民学習講座の開催や森林づくり教室、里山保全などの体験事業を開催することで新たな担い手の育成のきっかけづくりを行いました。• 市内在住の小学校4～6年生をジュニアエコリーダーとして認定し、環境に関する講座等を実施することで、未来を担う人材の育成を行いました。
普及啓発	<ul style="list-style-type: none">• エコスクールの活動に取り組み、グリーンフラッグ*の認証を取得しました。

■里山マルチライブプラン*など保全活動の推進

本市では、行政や市民団体等の環境保全活動に関する情報発信を積極的に行い、市民が気軽に参加できる仕組みを構築しています。また、環境保全活動に興味を持てるようなイベントを開催したり、市民・市民団体等によるイベントの支援を行っています。



マルチライブプランの活動の様子

なお、市から選定されている里地里山保全等地域（玉川、小鮎、荻野地区）で保全活動を行う団体は、「厚木市里地里山保全等促進条例」第10条に基づき、里地里山の保全等の促進に資する団体として認定を受けることができます。

生物多様性に関する保全活動の主な取組実績

項目	取組実績
保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 河川では、市内を流れる「ふるさとの川」相模川の美しい環境を守ろうと、「相模川クリーンキャンペーン」を定期的実施しています。 山麓では、森林を保全する大切さや、身近な自然とふれあう楽しさを実感してもらうため、枝打ち・除間伐とシイタケのほだ木づくりの「森林づくり体験教室」を実施しています。 里山では市民、事業者、行政が一体となって里山の豊かな自然環境を後世に引き継いで行くことを目的とした「里山マルチライブプラン*」を平成 14（2002）年からスタートしています。
環境保全活動 団体支援	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動を行う団体に交付金等の支援を実施しました。

課題

- 生物多様性に関する教育につながる取組の推進や人材育成を行う必要があります。
- 多くの市民等の環境保全活動のきっかけとなるような取組・プログラムの創出が必要です。
- 市民団体等の活動が継続的に行われるような支援の検討が必要です。

5-2 生物多様性に関する調査・情報発信

■生物多様性に関する調査

本市では、市内の NPO 法人に調査を依頼し、過去に市内で営巣が確認されている箇所、オオタカを指標とした生態の観察や、オオタカの生息・生育などの周辺環境変化の観察を行っています。

また、外来種への対策として、自治会や学校からの協力をもとに協働で駆除活動を行っているほか、スマートフォンなどから簡単に画像と位置情報を投稿できるシステム「スマ報」などを通じて市民等のみなさんから寄せられた情報による駆除活動も行っています（オオキンケイギクなどの特定外来生物を対象に駆除を進めています）。



■生物多様性に関する情報発信

本市では、市ホームページや「広報あつぎ」を活用し、外来種に関する情報やペットの飼い主へのマナーの啓発など、生物多様性に関する情報発信を行い、市民への普及啓発を図っています。

また、生物多様性や自然環境保全の重要性を多くの人々が理解を深める機会づくり、行政と市民等の協働の取組を普及拡大する目的で、NPO 法人神奈川県自然保護協会と本市が主催する「さがみ自然フォーラム」を毎年開催しています。

課題

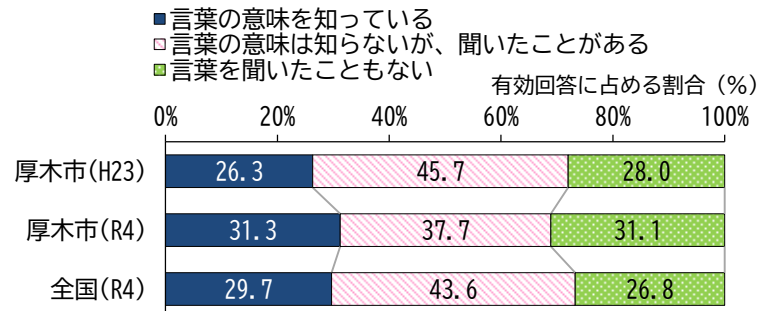
- 生物多様性の現状を把握するため、市民や団体等と連携した調査を継続していく必要があります。
- 生物多様性に関する情報発信を行っていく必要があります。

5-3 市民・事業者の意識

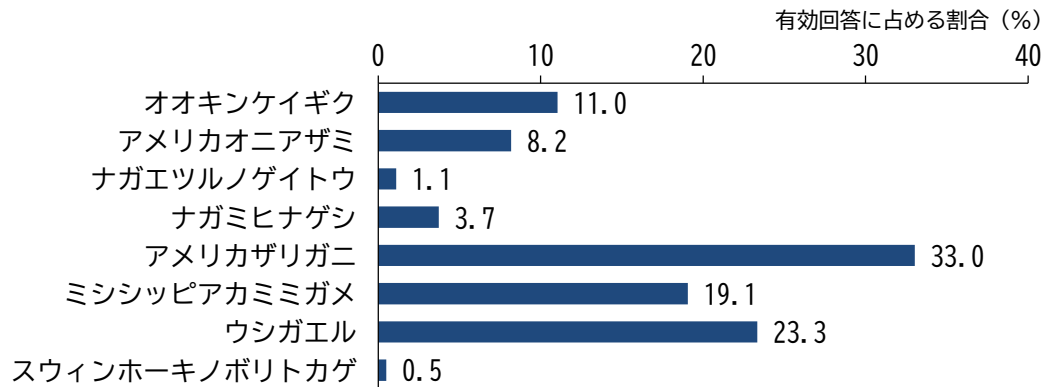
市民・事業者のみなさんの生物多様性に関する意識や課題を把握するために、令和4（2022）年度にアンケート調査を実施しました。（詳しい結果は、「資料編」の「資料2 意識調査結果」を参照してください。）

■市民アンケート

○ 生物多様性の言葉の認知度は平成23（2011）年度よりも増加しているものの、全体の約3割にとどまっており、全国平均よりも、「言葉を聞いたこともない」と回答している人が多くなっています。



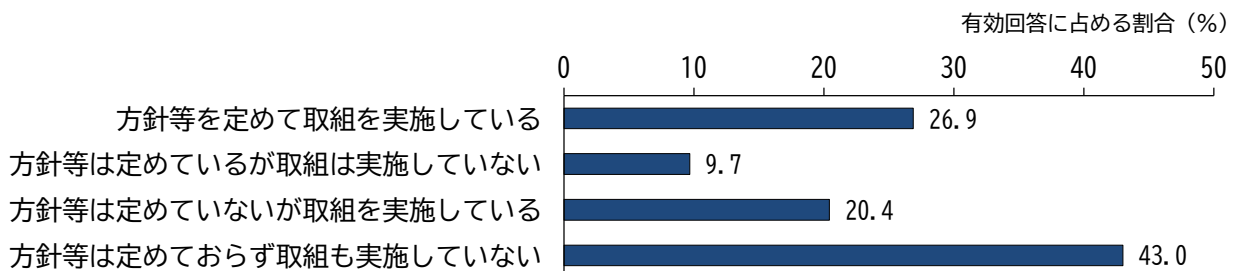
○ 知っている外来種は、最も回答率の高いもので「アメリカザリガニ」が33.0%であり、オオキンケイギクなどの外来植物を含めて認知度が低くなっています。また、重要だと思う外来種の対策は「外来種の影響に関する知識の習得」（24.1%）が最も多くなっています。



■事業者アンケート

○ 事業者の生物多様性や自然環境に対する関心度は78.3%と高いものの、保全のための方針等の作成や取組を実施していない事業者も43.0%にのぼりました。取り組んでいるものとしては、「所有地の緑化の推進」（18.8%）が最も多くなっています。

○ 市に期待することは、「取組のノウハウ・事例などの情報の提供」（44.9%）が最も多くなっています。



課題

- 市民の生物多様性の認知度をさらに高めていくため、生物多様性の保全のための取組に気軽に参加できる仕組みづくりや情報提供が期待されています。
- 市民の外来種に対する認知度が低いため、外来種の影響に関する普及啓発を図る必要があります。
- 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する方針づくりや取組を実施していない事業者も多いことから、取組のノウハウ・事例などの情報提供を推進していく必要があります。



第3章

戦略の目標

第1節 2050年の目指すべき将来像と2030年目標

本戦略では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和5（2023）年3月閣議決定）の2050年ビジョン「自然と共生する社会」、2030年に向けた目標「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を踏まえて、本市の2050年の目指すべき将来像、2030年目標を掲げます。

2050年の目指すべき将来像

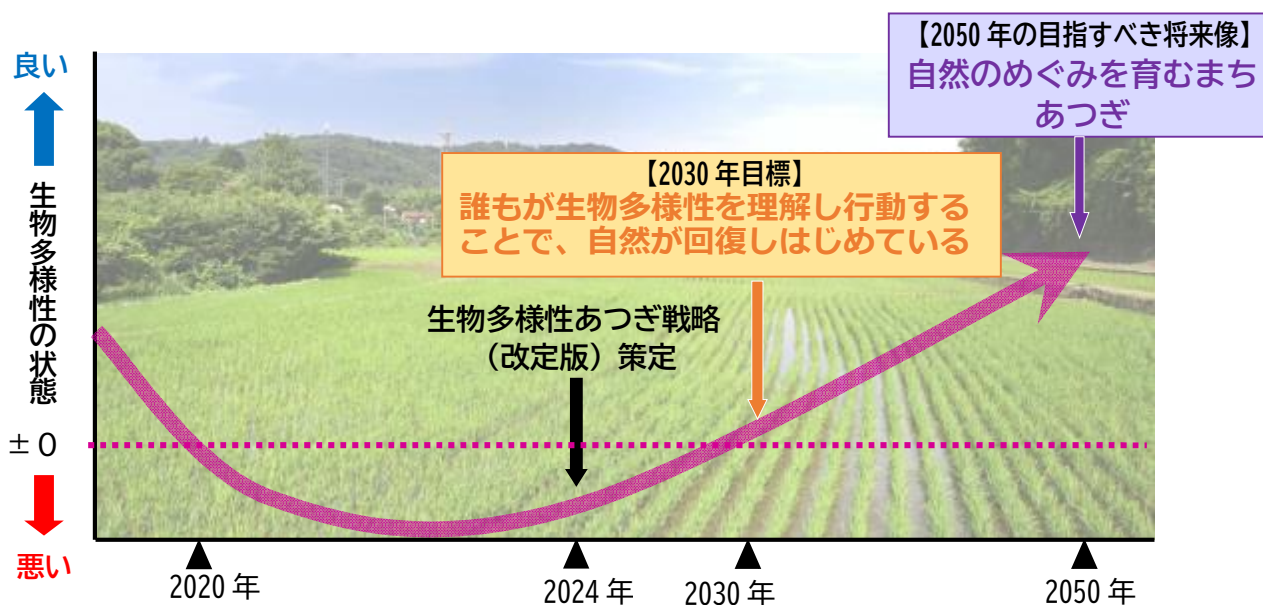
本市には、市街地だけでなく荻野、小鮎、玉川等の里地里山、丹沢等の山地、相模川や中津川等の河川など、多様で豊かな自然環境とそこに生息・生育する生物がいます。この生物の恵みによって、私たちの生活は豊かなものとなっています。この自然の恩恵を後世に残し、今の自然環境を豊かにしていきます。

自然のめぐみを育むまち あつぎ

2030年目標

本戦略の推進により、生物多様性の損失の直接的な原因への対策に加え、生物多様性に配慮した社会へ変革していくことで、ネイチャーポジティブ（自然再興）を実現していきます。

**誰もが生物多様性を理解し行動することで、
自然が回復しはじめている**



第2節 基本戦略・状態目標・施策

2050年の目指すべき将来像の実現に向け、次の3つの基本戦略、状態目標、施策を掲げます。

基本戦略1 | 多様な生態系の健全性を回復する

状態目標 2030：生物の生息生育環境が向上している

本市の特徴である大山から相模川に広がる多様で豊かな生態系の保全と再生を図ることで、多様な生きもののすみかを回復します。

- 施策1 山地の保全・再生
- 施策2 里地里山の保全・再生
- 施策3 水辺の保全・再生
- 施策4 農地の保全・活用
- 施策5 市街地の自然の保全・創出

基本戦略2 | 地域固有の生物多様性をまもる

状態目標 2030：種の絶滅リスクが低減している

希少動植物の保全、外来種対策、野生鳥獣の保護管理などを行うとともに、あつぎこども森公園の管理、整備、30by30 目標に向けた保護地域等の拡大、水と緑の連続性の確保などにより、地域固有の生物多様性をまもります。

- 施策6 生物の保全・管理
- 施策7 重要な生息生育場所の確保

基本戦略3 | 生物多様性に配慮した社会をつくる

状態目標 2030：市民等が生物多様性の意味を知り、大切にしている

生物多様性の周知や啓発、環境教育・人材育成・情報発信の充実、生物多様性の保全に関する活動団体の支援などを行うとともに、自然を活用した解決策（NbS）の推進を図り、生物多様性に配慮した社会をつくります。

- 施策8 生物多様性のために取り組む人づくり
- 施策9 自然を活用した解決策（NbS）の推進

第3節 進捗管理指標

9つの施策ごとに代表的な進捗管理指標を掲げます。

施策	進捗管理指標	現状値	目標値
		令和4(2022)年度	令和12(2030)年度
1 山地の保全・再生	森林整備面積(累計)	168ha	204ha
2 里地里山の保全・再生	里地里山活動認定の対象面積	6.7ha	6.7ha
3 水辺の保全・再生	河川の水質環境基準値(BOD:生物化学的酸素要求量)の達成率	92%	92%
4 農地の保全・活用	遊休農地の再生利用面積(累計)	7.43ha	15.43ha
5 市街地の自然の保全・創出	市民一人当たりの都市公園面積	8.19㎡/人	9.64㎡/人
6 生物の保全・管理	あつぎこどもの森公園における指標種の状況把握率	—	70%
7 重要な生息生育場所の確保	自然共生サイトの認定数	—	2
8 生物多様性のために取り組む人づくり	生物多様性の言葉の意味を知っている市民の割合	31.3%	100%
9 自然を活用した解決策(NbS)の推進	生物多様性に関する環境学習の実施回数(累計)	—	70回

第4章

行動計画

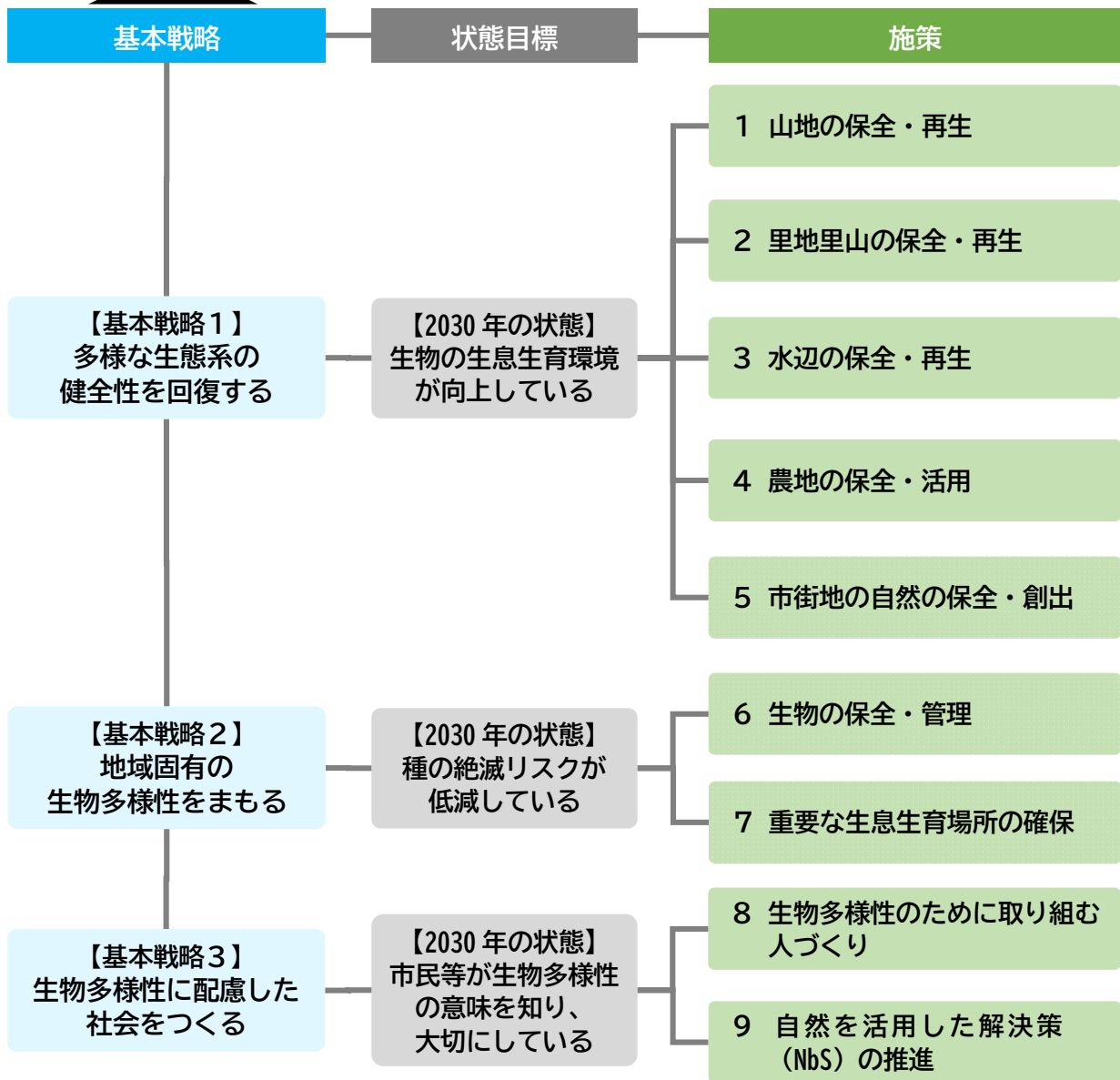
2050年の目指すべき将来像

自然のめぐみを育むまち あつぎ



2030年目標

誰もが生物多様性を理解し行動することで、自然が回復しはじめている



山地の保全・再生

森林の維持管理の推進、私有林の管理・支援の実施、森林整備・管理の人材確保、木材等の市内林産物の活用促進、ハイキングコース等の周辺環境整備などにより、山地の保全・再生を図ります。

●市の取組

森林の維持管理の推進、私有林の管理・支援の実施

◆森林の荒廃化の防止、森林の多面的機能維持・確保を目的に策定した整備計画に基づき、森林の維持管理及び私有林の管理・支援を行います。

森林整備・管理の人材確保

◆森林の適切な管理を行う人材を確保するため市民等への働きかけを進めるとともに、林業就労希望者の森林組合への紹介や市民等への体験教室等の実施を推進します。

木材等の市内林産物の活用促進

◆市内林業の再生に向け、林業事業者と木材供給業者等との連携による厚木産木材の活用を推進します。また、市の公共施設の整備においては、厚木産木材の積極的な活用を推進します。

ナラ枯れ*等の森林被害への対応

◆健全な樹木を守り生きものにとってすみやすい森林づくりを進めるため、ナラ枯れ*等の被害について樹木の処理を行うとともに、健全木への予防措置を行います。

ハイキングコース等の周辺環境整備

◆除伐・間伐や草刈り、ヤマビル対策の落葉かきなどハイキングコースの周辺環境の整備を行います。

●市民の取組

- ◆森林づくりに関する講習会や森林ボランティアに参加します。
- ◆住宅や木製製品を購入する際は、市・県産木材のものを選びます。

●事業者の取組

- ◆林業事業者は森林の適正な維持管理を行い、FSC 森林認証などを取得します。
- ◆森林づくりに関する講習会や森林ボランティアに参加します。
- ◆市・県産木材を積極的に利用します。
- ◆ハイキングコースの周辺環境の整備に協力します。

森を守る FSC 認証の製品をさがしてみよう

FSC 森林認証は、第三者機関による評価・認証により、適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークをつけることによって、森林の保護を図ろうとするものです。私たちの身の回りにも FSC 認証マークのついた製品（家具、鉛筆、箸、ノート、紙袋、ティッシュペーパー、年賀はがきなど）を簡単にみつけることができます。FSC 認証製品を使うことで、森林保全に貢献することができるのです。

里地里山の保全・再生

厚木市里地里山保全等促進条例・厚木市里地里山保全等促進計画の推進、里地里山活動団体、活動場所の認定、里地里山保全等の活動支援、市民等との協働による里地里山の保全などにより、里地里山の保全・再生を図ります。

●市の取組

厚木市里地里山保全等促進条例・厚木市里地里山保全等促進計画の推進	◆厚木市里地里山保全等促進条例・厚木市里地里山保全等促進計画に基づき、多様な主体の連携による多様な活用を推進します。
里地里山活動団体、活動場所の認定	◆厚木市里地里山保全等促進計画に基づき、活動団体の認定や、活動場所となる協定地の認定を進めます。
里地里山保全等の活動支援	◆地域住民を主体とした活動団体の育成に取り組むとともに、継続的な保全活動のために必要な技術的、財政的支援を行います。
市民等との協働による里地里山の保全	◆生物の生息・生育環境や自然体験の場など里地里山の多面的機能を発揮するため、市民等との協働による里地里山の保全や活用の取組を進めます。
有害鳥獣対策の推進	◆有害鳥獣対策として、侵入防止柵の設置管理、個体数調整等を行うことで人と野生動物との棲み分けを図ります。

●市民の取組

- ◆里地里山にふれあい、自然体験を楽しむことで地域の里地里山に興味、関心を持ちます。
- ◆里地里山の保全や活用の取組に参加します。

●事業者の取組

- ◆里地里山の保全と再生を推進します。
- ◆自然観察、自然体験などの場の提供や機会を設けます。

人の手により形成された自然・里地里山

大山の山すそに広がる台地は、深い谷がいくつも刻まれ、豊かな水の潤いがあります。また、生業の場として雑木林やスギ・ヒノキ林、農地があり、里地里山という人と自然が調和した環境となっています。本市の里地里山には、2,600種以上の生きものの生息・生育が確認されています。早春のギフチョウの飛翔、コナラの芽吹きに始まり、ニホンアカガエルやホトケドジョウ、サシバ、キンラン、ギンランなど、人の手が入った自然をよりどころにした生きものがみられます。

里地里山の自然はあまりにも身近すぎたため、これまでは見過ごされてきましたが、生物多様性や資源としての価値、楽しみや教育の場としての利用などが再認識されるとともに、その保全と管理の必要性が問われています。人の生活や農業に深く関わり、人の手により形成されてきた里地里山を今後も大切に残していきたいものです。

【資料：厚木市郷土博物館展示、あつぎ100の素顔】

水辺の保全・再生

多自然川づくりの推進、親水空間の整備、水辺の環境学習の推進、河川愛護・美化運動の推進などにより、水辺の自然の保全・再生を図ります。

●市の取組

多自然川づくりの推進	◆「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を踏まえ、河川敷や護岸部の改修を行い、生態系に配慮した川づくりを進めます。
親水空間の整備	◆多自然川づくりとともに、河川等の水辺に親しむことができる水辺ふれあい空間の整備を推進します。
水辺の環境学習の推進	◆小学生を対象に、水の調査、水生生物調査、ごみの状況調査等を実施し、未来を担う子どもたちの生物多様性に対する意識の向上を図ります。
河川愛護・美化運動の推進	◆市民協働による河川・水辺の清掃活動、クリーンキャンペーン等を実施し、河川の環境改善を図ります。
水質監視調査の実施	◆一級河川、準用河川、水路等 15 流域において、人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準設定項目等について、水質状況を監視します。

●市民の取組

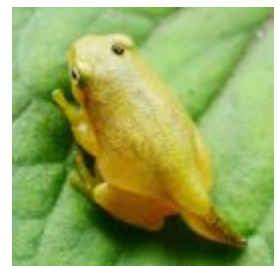
- ◆自然観察や散策などにより、水辺の環境に親しみます。
- ◆河川・水辺の清掃活動、クリーンキャンペーン等に参加します。
- ◆公共下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へのつけ替えを実施するとともに、維持管理を徹底します。

●事業者の取組

- ◆河川・水辺の清掃活動、クリーンキャンペーン等に参加します。
- ◆事業排水の浄化施設の維持管理、水質の監視を徹底します。
- ◆工場などで使用する洗浄水や冷却水の再利用に努めます。

水辺と緑地のつながりが支える命

ニホンアマガエルは、人が生活する環境に近いところにも生息しているため、私たち日本人にとってなじみ深いカエルです。ニホンアマガエルの成体は、水田周辺の畑や草むら、森林などの緑地をすみかとしています。繁殖期になると水田や湿地などの水辺で卵を産みます。卵から孵化したオタマジャクシは水中で生活し、成長するにつれて、手足が生え、尻尾が消えると陸に上がります。都市化が進んだ街ではニホンアマガエルを見かける機会も少なくなってきましたが、水辺と緑地がつながった環境を残し保全していくことが、ニホンアマガエルの命を支えることになるのです。



水辺から陸に上がり、幼生から成体に変態中のニホンアマガエル

農地の保全・活用

遊休農地の解消、市民農園の充実、農業の担い手の育成、農業経営基盤の強化、環境負荷軽減の推進などにより、農地の保全・活用を図ります。

●市の取組

遊休農地の解消	◆農地の貸借による利用権設定を行った貸し手・借り手に奨励金を交付するなど、遊休農地の解消に向けた取組を推進します。
市民農園の充実	◆農地の有効利用を推進するとともに、市民の憩いと安らぎの場を提供する市民農園を充実します。
農業の担い手の育成、農業経営基盤の強化	◆農業の後継者や新規就農者などの担い手を育成するとともに、農業者が生産から加工・販売までを手がける農業経営を促進します。また、都市農業支援センターを窓口として農業参入支援を実施します。
環境負荷軽減の推進	◆化学肥料や農薬の使用量削減の普及に取り組み、環境負荷の低減を図ります。
地産地消の推進	◆市民朝市や夕焼け市の開催、農協と連携した農業まつり、直売所の運営支援などを行うほか、学校給食などへの地場農産物の利用拡大を推進します。

●市民の取組

- ◆市民農園の利用や農地を守る活動に参加します。
- ◆地場農産物の購入など、地産地消を心がけます。

●事業者の取組

- ◆遊休農地の解消や再生に協力するなど、農地の有効利用に取り組みます。
- ◆農業後継者の活動支援や新たな担い手の育成を図ります。
- ◆化学肥料や農薬の使用量削減に取り組みます。
- ◆地産地消を促進するため、地場農産物を販売するとともに、食材として使用します。

カイコが紡ぎだす美しいシルク

かつて本市は養蚕が盛んなまちで、現在の厚木市役所の位置には繭検定所、厚木中央公園には繭乾燥所がありました。また、厚木音頭で「繭の山から厚木があけりゃ」と歌われるほど、本市は生物多様性の恵みであるカイコの紡ぎだす美しいシルクによって、活性化してきたまちだったので。私たちは、生きものと結びつき関わり合うことで生まれる生物多様性の恵みを、将来に渡り引き継いでいくために、毎日の生活の中で、生物多様性の大切さについて意識していく必要があります。

市街地の自然の保全・創出

公共施設の緑化推進、民有地の敷地内緑化の推進、ビオトープ*の推進、環境配慮型の市街地整備などにより、市街地の自然の保全・創出を図ります。

●市の取組

公共施設の緑化推進	◆市街地の緑の創出を図るため公共施設のさらなる緑化を推進します。
都市公園における緑の質の向上及び道路緑化の推進	◆緑の基本計画に基づき、都市公園における緑地の整備、道路植栽の維持管理を行い、市街地の緑の創出を推進します。
民有地の敷地内緑化の推進	◆民有地の敷地内緑化に向けて、「厚木市緑を豊かにする事業推進要綱」に基づき、生け垣化、屋上緑化等の促進に向けて、工法の紹介や奨励金の交付等を実施し、民有地の緑化を推進します。
斜面緑地の保全	◆斜面緑地保存地区の指定制度を活用し、優良な斜面緑地として指定する地区の増加を検討するとともに、指定を受けていない箇所からの新規指定を推進し、市街地の緑の保全を図ります。
ビオトープ*の推進	◆学校等で生物が生息・生育できる環境づくりを進めることで、身近に自然とふれあえる場の拡充を図ります。
環境配慮型の市街地整備	◆都市機能を集積し、魅力的な都市拠点とするための本厚木駅周辺の市街地整備などにおいて、緑化を推進するなど環境配慮型の市街地整備を推進します。

●市民の取組

- ◆公園緑地はマナーを守り、きれいに使います。
- ◆学校等に整備されたビオトープ*を環境教育・環境学習に活用します。
- ◆住宅の周りや庭、敷地内の緑化に努めます。

●事業者の取組

- ◆事業所敷地に緑地や水辺をつくり、生物の生息・生育地や自然観察の場として利用します。
- ◆事業所敷地に樹木や草花を植えたり、壁面緑化、屋上緑化を行います。
- ◆開発や土地利用に関しては、生物や生態系に配慮します。

施策 6

基本戦略2 ▶地域固有の生物多様性をまもる

生物の保全・管理

希少野生動植物の保全、生きものの生息、生育状況調査の推進、外来種の対策、野生鳥獣の保護と管理などにより、生物の保全・管理を推進します。

●市の取組

希少野生動植物の保全	◆厚木市レッドデータブック*を活用し、市域における希少な動植物について保全を進めます。
生きものの生息、生育状況調査の推進	◆市域の指標種の検討を進めるとともに継続的なモニタリング調査を実施することで、経年変化を把握し生物多様性の状態を把握します。
市域の生物多様性に関する情報の収集・蓄積等の推進	◆行政や市民団体等が行ってきた生きもの調査等の生物多様性に関する情報を収集するとともに一元管理し、情報の共有化を図ります。
外来種の対策	◆市民や市民団体等と連携し駆除を進めることで、外来種の低減に努めます。また、市内の代表的な外来種については、市民に認識してもらえよう周知啓発を図るとともに活用方法についても検討します。
野生鳥獣の保護と管理	◆野生鳥獣の保護管理は、鳥獣の生息状況などに即して科学的・計画的に進める必要があることから、野生鳥獣の生息状況などの調査、研究を推進し、個体数調整を含めた捕獲規制を適正に実施します。

●市民の取組

- ◆厚木市レッドデータブック*に関心を持ち、絶滅のおそれのある身近な生物や希少野生動植物についての情報収集・学習をします。
- ◆市が実施する指標種のモニタリング調査に協力します。
- ◆厚木市民情報提供システム「スマ報」を活用し、情報を提供するとともに、外来種の防除活動に参加・協力します。
- ◆他の地域からの生物を放流・移植したり、ペットなどの動物を野外に遺棄しません。
- ◆野生鳥獣による被害を防止するための防護柵の設置や、餌となるものを放置しません。
- ◆狩猟免許の取得及び狩猟者登録に協力します。

●事業者の取組

- ◆開発事業を行う際には、厚木市レッドデータブック*に掲載された希少種についての調査及び保全対策を実施します。
- ◆絶滅のおそれのある身近な生物や希少野生動植物についての情報収集・学習をします。
- ◆外来種の調査や防除活動に参加・協力します。
- ◆野生鳥獣による被害を防止するための防護柵の設置や、餌となるものを放置しません。

施策 7

基本戦略2 ▶地域固有の生物多様性をまもる

重要な生息生育場所の確保

あつぎこどもの森公園の管理、整備、30by30 目標に向けた保護地域等の拡大、水と緑の連続性の確保などにより、重要な生息生育場所の確保を図ります。

●市の取組

あつぎこどもの森公園の管理、整備

◆樹林地や丘陵地、草地、谷戸など多様な自然環境が整い、市の生物多様性におけるシンボリックな拠点として、あつぎこどもの森公園の管理や整備を進めます。

30by30 目標に向けた保護地域等の拡大

◆国の 30by30 目標を意識し、保護地域や OECM、自然共生サイトなどの登録地域の拡大を推進します。

水と緑の連続性の確保

◆里地里山や河川、緑地などの多様な自然環境の保全を進め、水と緑に連続性を持たせることで生きものの生息生育場所の確保を図ります。

●市民の取組

- ◆あつぎこどもの森公園を自然とのふれあいや環境学習の場として活用します。
- ◆30by30 目標、保護地域、OECM、自然共生サイトについて興味、関心を持ちます。
- ◆保護地域等を利用する際は、決められた場所以外を歩かない、ごみを捨てない等マナーを守ります。
- ◆庭やバルコニーなど敷地内での緑化や緑のカーテン*づくりをすることで、緑のネットワーク化に貢献します。

●事業者の取組

- ◆市内の生物多様性の重要拠点における保全活動に協力します。
- ◆30by30 目標の達成に向け、生物多様性の保全につながる所有地を OECM、自然共生サイトに登録し、定期的にモニタリング調査を行います。
- ◆自然の風景地の保護や生物多様性の適切に確保するため、公園図の点検や環境調査をします。
- ◆敷地内での緑化や緑のカーテン*づくりをすることで、緑のネットワーク化に貢献します。

バルコニーでもできる生きものを呼ぶ庭

どんなに小さなバルコニーの緑でも、生きものを育み、市街地に点在する緑地を結ぶネットワーク機能を高める効果に貢献することができます。例えば、厚木市内で確認されている在来種から植栽する植物を選べると、ミソハギにはイチモンジセセリ、ヤマトシジミ、秋の七草の一つであるオミナエシにはキタキチョウをはじめとするさまざまなチョウが、吸蜜のため寄り道するかもしれません。

【資料：野生を呼び戻す ビオガーデン入門 など】



ヤマトシジミ

生物多様性のために取り組む人づくり

生物多様性の周知・啓発、環境教育等の充実、市民参加型の生きもの調査の推進、情報発信の充実、生物多様性の保全に関する活動団体の支援、大学等との連携の促進などにより、生物多様性のために取り組む人を増やします。

●市の取組

生物多様性の周知、啓発	◆生物多様性の認知度を高めるため、フォーラムや環境エコツアーの実施のほか、あつぎ郷土博物館での関連展示などでも普及啓発事業を実施します。
環境教育等の充実	◆関係団体等と協力し環境教育を実施することで、生物多様性への理解を深めてもらうとともに行動のきっかけとなる機会の創出を図ります。
市民参加型の生きもの調査の推進	◆スマートフォンなどを活用した生きもの調査など、市民が気軽に楽しみながら参加できる仕組みづくりを進めます。
情報発信の充実	◆市ホームページや広報あつぎ等を活用し、市内にいる生物の情報など、生物多様性に関する情報発信を行い市民への普及啓発を図ります。
生物多様性の保全に関する活動団体の支援	◆生物多様性の保全に関連した活動団体に支援を行い、市域における継続的な保全を図ります。
大学等との連携の促進	◆市内の大学等と連携を進め、生物多様性の保全活動の効果を高めます。また、あつぎこどもの森公園など市域の生物多様性における重要な場所については、研究の場として活用を検討します。
県や近隣市町村との広域的な連携の促進	◆外来種対策や森林整備の情報の共有など、神奈川県や近隣市町村との広域的な取組を検討します。

●市民の取組

- ◆生物多様性への理解を深め、フォーラム、環境エコツアー等のイベントに参加します。
- ◆生きもの調査など生物多様性の保全につながる活動に積極的に参加します。
- ◆日頃から家庭内で生物多様性について話をしたり、生物多様性に配慮した製品を購入します。

●事業者の取組

- ◆生物多様性への理解を深め、フォーラム、環境エコツアー等のイベント実施に協力します。
- ◆環境教育など生物多様性の保全につながる活動を積極的に開催します。
- ◆職員等に生物多様性の重要性や理解を深める研修を行います。
- ◆敷地内の緑地やビオトープ*などを生物多様性の教育に活用します。

施策 9

基本戦略3 ▶生物多様性に配慮した社会をつくる

自然を活用した解決策（NbS）の推進

気候変動適応策の推進、生態系を活用した気候変動適応策*（EbA）や防災・減災（Eco-DRR）の推進により、自然を活用した解決策（NbS）を浸透させていきます。

●市の取組

- | | |
|----------------------------|---|
| 気候変動適応策の推進 | ◆「厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、自然災害、農業、生態系などの各分野で気候変動への適応策を推進します。 |
| 生態系を活用した防災・減災*（Eco-DRR）の推進 | ◆森林や水田の保全、都市緑化など、生態系を活用した防災・減災*（Eco-DRR）の推進を図ります。 |

●市民の取組

- ◆敷地内での花壇や生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテン*づくりをすることで、緑のネットワーク化に貢献します。
- ◆庭に雨水浸透ます*などを設置し、雨水浸透・雨水貯留を促進します。
- ◆生物多様性が防災・減災や水質の浄化、気候変動対策など、様々な社会課題の解決に貢献しうることについて、理解を深めます。

●事業者の取組

- ◆敷地内での花壇や生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテン*づくりをすることで、緑のネットワーク化に貢献します。
- ◆事業所や工場の敷地における緑地や水辺など、多面的機能を有する自然環境を適切に保全・管理し、雨水浸透・雨水貯留を促進します。
- ◆生物多様性が防災・減災や水質の浄化、気候変動対策など、様々な社会課題の解決に貢献しうることについて、理解を深めます。

自然が人を救う

自然には、森林による水源涵養機能や二酸化炭素の吸収、防風・防潮機能、水田による洪水防止、緑化による気候緩和など、自然が人を救い、社会課題を解決する力があります。このような、自然の恵みを活用した社会課題の解決策を NbS（Nature-based solutions）と呼んでいます。この NbS は課題解決に加え、自然による癒しや人の健康への好影響等の波及効果も期待されています。



NbS の概念図

【資料：自然に根ざした解決策に関する IUCN 世界標準の利用ガイダンス】



第5章

推進体制と進行管理

第1節 推進体制

本市は国や県と連携を図りつつ、市内の生物多様性の保全と持続可能な利用のため、本戦略に基づき積極的な取組を行います。

また、行政だけでなく市民一人ひとりが生物多様性に関心を深め、生物多様性に配慮した行動を起こすことが必要です。

市民、事業者、市民団体等がそれぞれに期待される役割を果たしながら、相互に連携するために、関係主体との連携・協働を進めます。

1-1 各主体の役割

■市民の役割

自然環境学習や自然環境保全活動に参加するなど、日頃から生物多様性に関する情報に関心を持つとともに、生物多様性に配慮したライフスタイルの実現を目指します。

■事業者の役割

事業活動において生物多様性の保全に配慮するとともに、市等が開催する普及啓発イベントへの協力、森林や里地里山の保全活動への参加、職員等への自然環境教育の実施など、市域の生物多様性の向上に資する活動にも取り組みます。

■市民団体等（NPO・大学など研究機関）の役割

市域の生物多様性の現況調査やモニタリング、情報発信等の生物多様性の保全に関する活動を自ら企画し行うとともに、市が実施する活動や調査等にも協力します。

■市の役割

市民等の生物多様性の認知度向上や、重要性の理解を深めるための取組を進めるとともに、各主体の役割を十分に果たすことができるよう支援し相互の連携を促進することで、市域の生物多様性の保全活動の輪を広げていきます。

1-2 推進体制

生物多様性の保全及び持続可能な利用を目指す本戦略を、より実効性の高いものとするためには、市民・事業者・市・市民団体等が相互に連携し一丸となって生物多様性の保全等に取り組む必要があります。そこで、本戦略の推進における中心的な役割を果たす組織として、市民・事業者・市民団体・学識経験者等からなる「厚木市環境審議会」を位置づけます。

また、生物多様性に関する情報の共有と、その情報をいかした今後の取組の検討を進めるため、市職員からなる「生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会」を設置します。

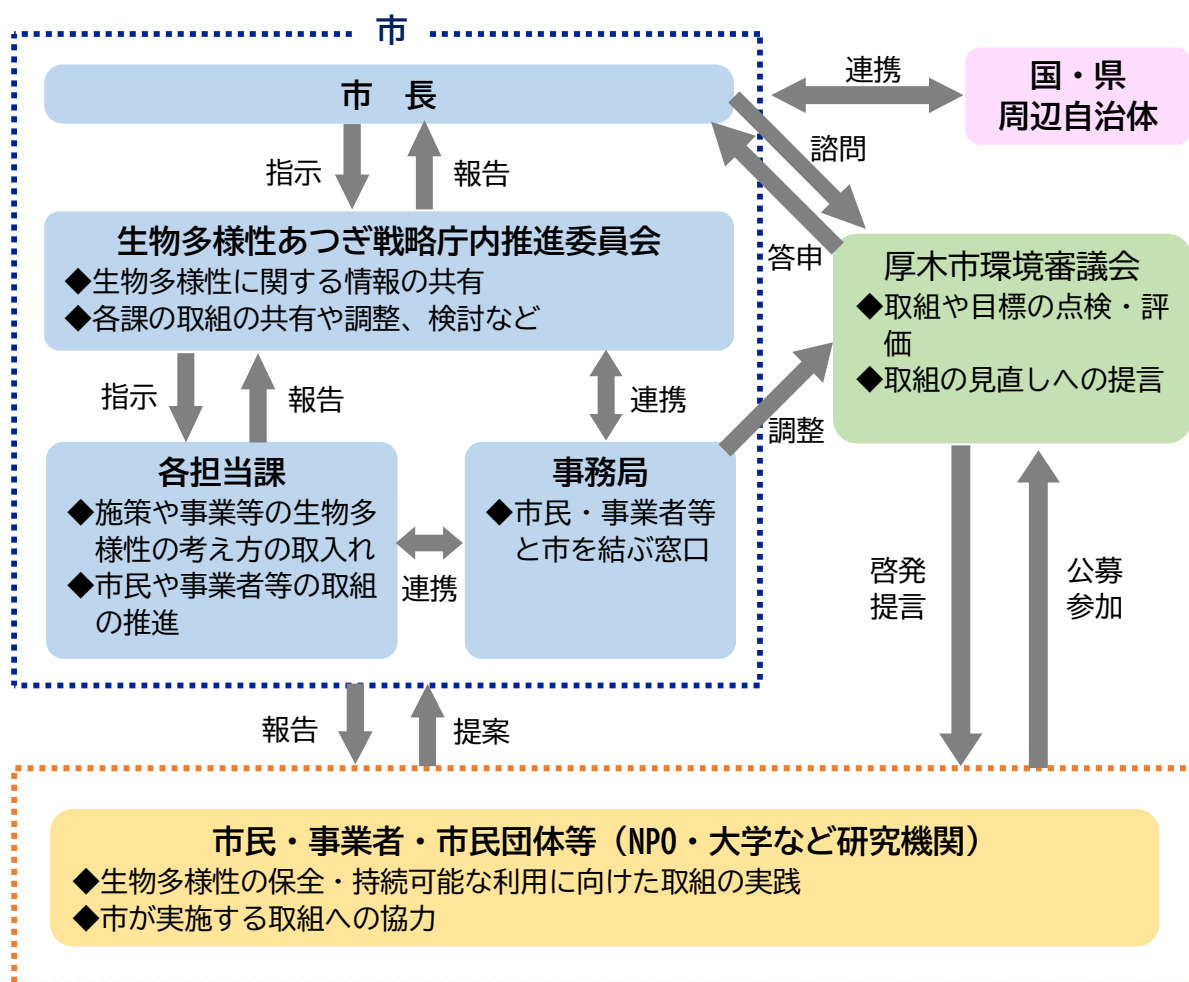
■厚木市環境審議会

厚木市環境審議会は、「厚木市環境基本条例」の第15条に基づいて設置し、市民・事業者・市民団体・学識経験者等から構成します。

本審議会では、本戦略の点検・評価を実施するとともに、取組の見直しを提言します。

■生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会

生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会は、生物多様性の保全等に関連する部署の職員から構成し、主な役割として生物多様性に関する情報の共有と、その情報をいかした今後の取組の検討を進めていきます。

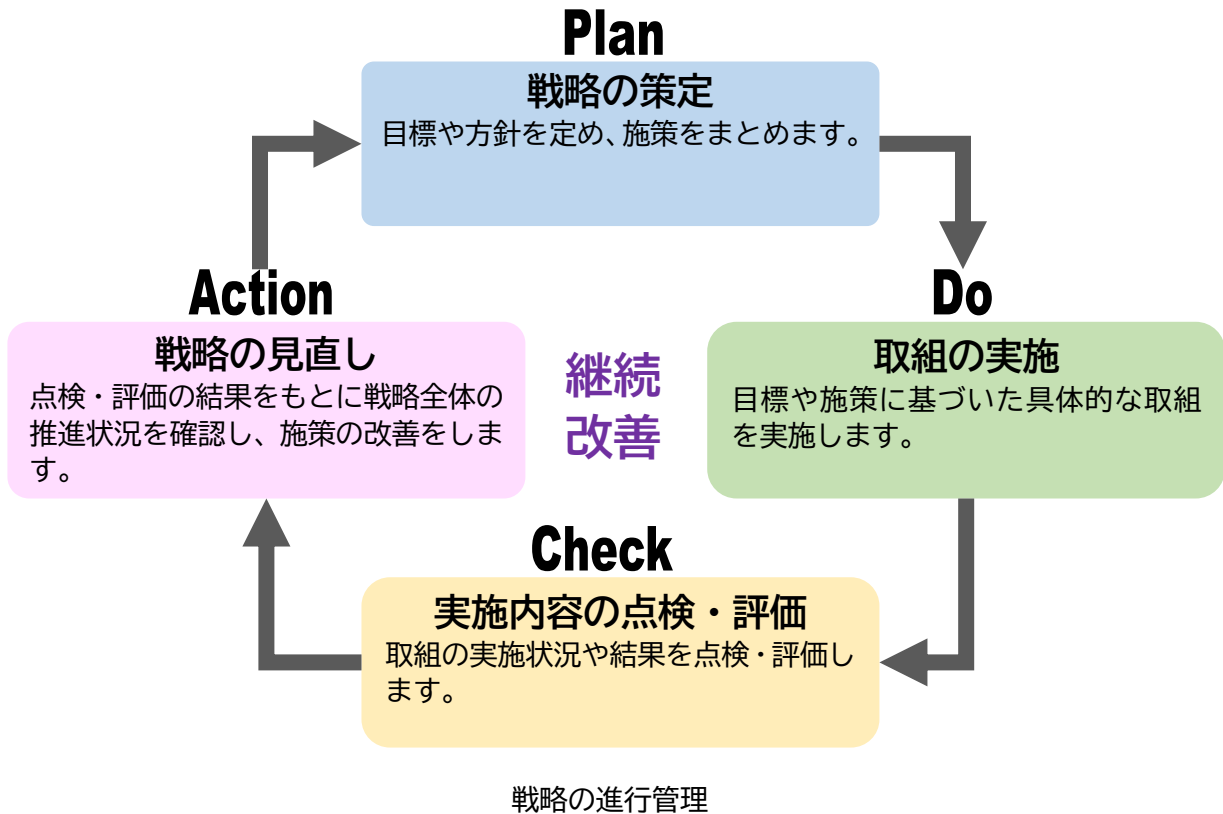


戦略の推進体制

第2節 進行管理

■PDCA サイクルによる進行管理

本戦略の各施策は「PDCA サイクル」により進行管理していくこととします。「Plan（戦略の策定）」→「Do（取組の実施）」→「Check（実施内容の点検・評価）」→「Action（戦略の見直し）」の PDCA を順次繰り返すことにより、継続的に改善を図っていきます。





資料 1 戦略の改定経過・委員名簿

戦略の改定経過

厚木市環境審議会委員名簿

資料2 意識調査結果

令和4（2022）年度に実施した「生物多様性に関するアンケート」では、市民、事業者を対象としたアンケート調査を行いました。

◇実施期間：令和5（2023）年1月20日～2月10日

◇対象：市民2,000人（無作為抽出）、事業者300社

◇回答数：市民596件（回答率29.8%）、事業者93件（回答率31.0%）

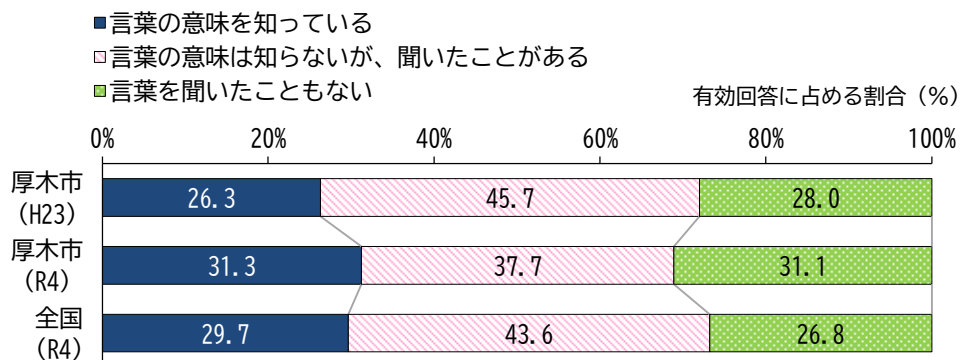
2-1 市民アンケート

■生物多様性の認識

生物多様性という言葉を知っていますか。（○は1つ）

◇生物多様性という言葉について、「言葉の意味を知っている」は、令和4（2022）年度が31.3%であり、平成23（2011）年度よりも増加したが、全体の約3割にとどまる。

◇令和4（2022）年度の結果を全国と比較すると、「言葉の意味を知っている」と「言葉を聞いたこともない」は、いずれも厚木市のほうが多い。

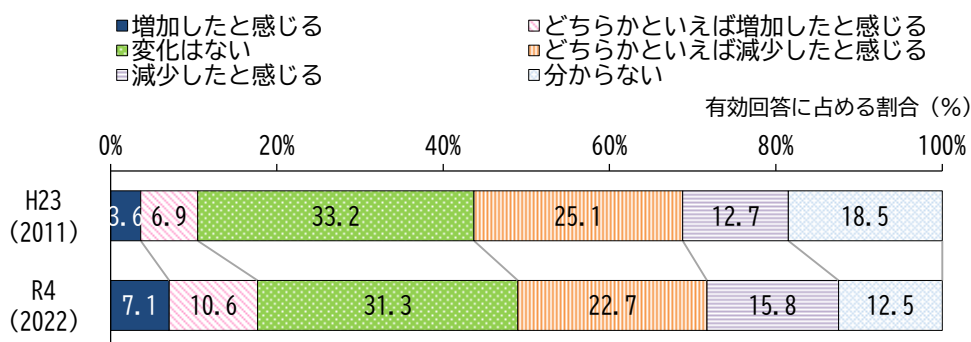


■身近な自然環境の認識

10年前と比べて（10年未満の方はお住まいになった時期と比べて）お住まいの周辺の動植物の種類にどのような変化がありましたか。（○は1つ）

◇身近な自然環境について、令和4（2022）年度は、「どちらかといえば減少したと感じる」と「減少したと感じる」を合わせた「減少」が38.5%であり、「増加したと感じる」と「どちらかといえば増加したと感じる」を合わせた「増加」の17.7%を大きく上回っている。

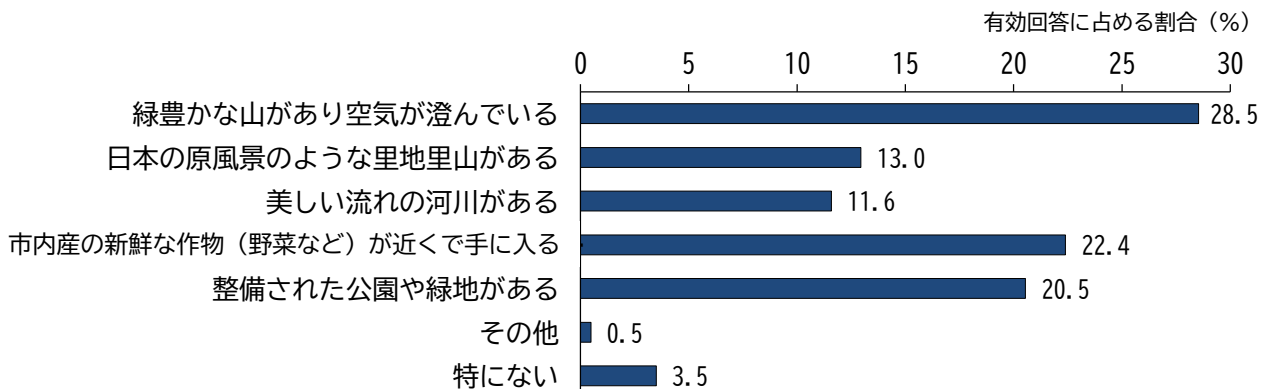
◇令和4（2022）年度の結果を平成23（2011）年度と比較すると、「増加したと感じる」と「どちらかといえば増加したと感じる」は増加している。



■自然環境の実感に関すること

厚木市の自然環境について、住んで良かったと実感することを教えてください。(〇は2つまで)

- ◇ 自然環境の実感については、「緑豊かな山があり空気が澄んでいる」(28.5%)が最も多く、次いで「市内産の新鮮な作物が近くで手に入る」(22.4%)、「整備された公園や緑地がある」(20.5%)が多い。

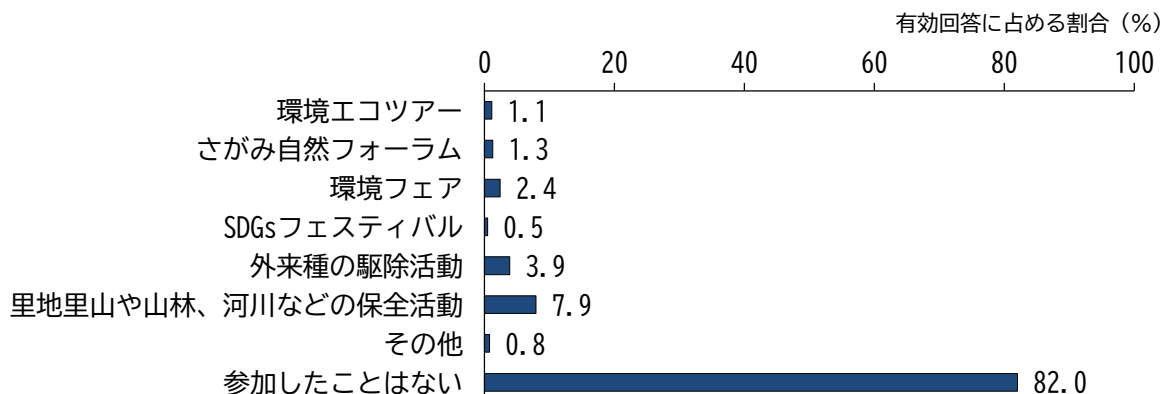


■現在の催し物への参加

あなたが参加したことがある生物多様性に関連するイベントを教えてください。

(〇はいくつでも)

- ◇ 参加したことがある生物多様性に関連するイベントとしては、「参加したことはない」(82.0%)が最も多いが、比較的参加したことがあるのは、「里地里山や山林、河川などの保全活動」(7.9%)、「外来種の駆除活動」(3.9%)などである。

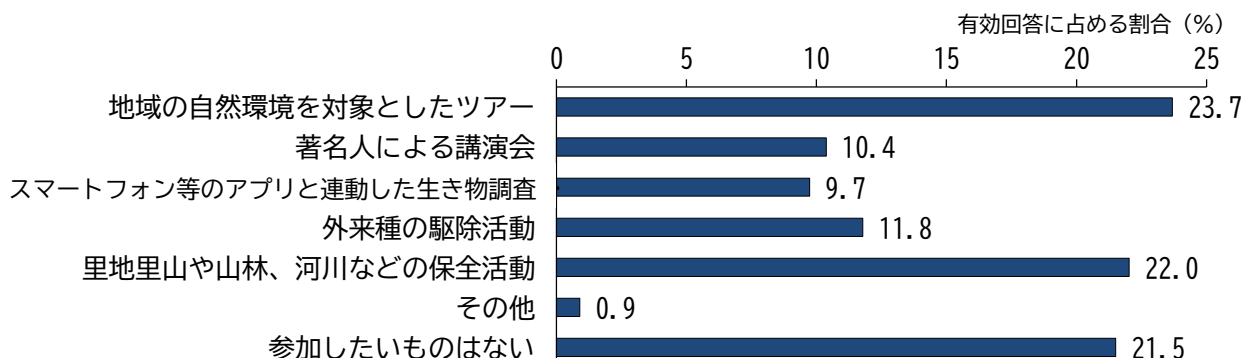


■今後の催し物への参加

今後、あなたが参加してみたい生物多様性に関するイベントを教えてください。

(〇はいくつでも)

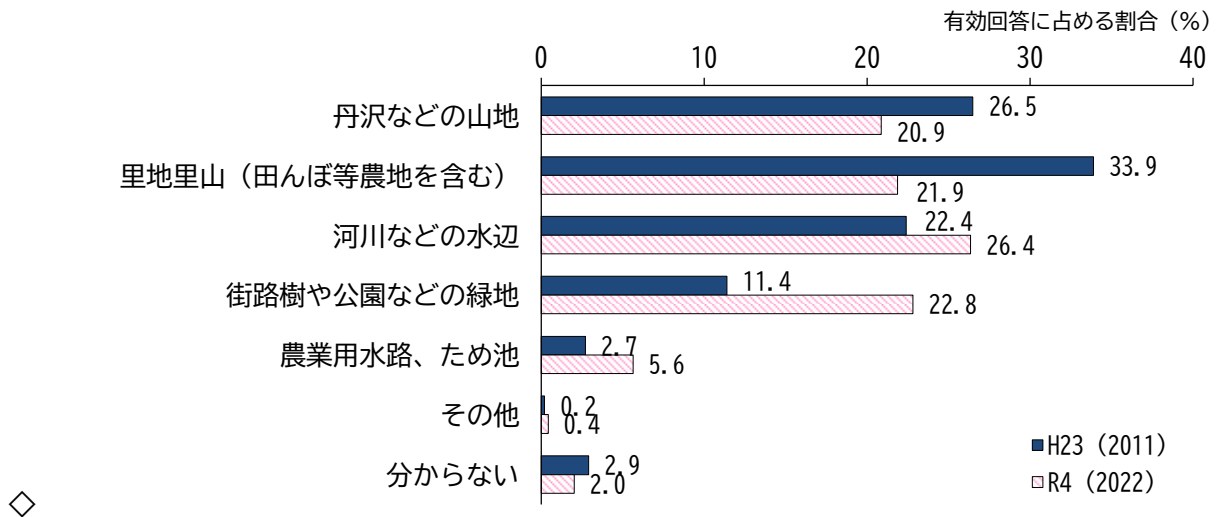
- ◇ 参加してみたい生物多様性に関連するイベントとしては、「地域の自然環境を対象としたツアー」(23.7%)、「里地里山や山林、河川などの保全活動」(22.0%)などが多い。



■保全を優先するエリアの検討

市内の自然環境の中で、特に保全すべきだと思う地域はどこですか。(〇は3つまで)

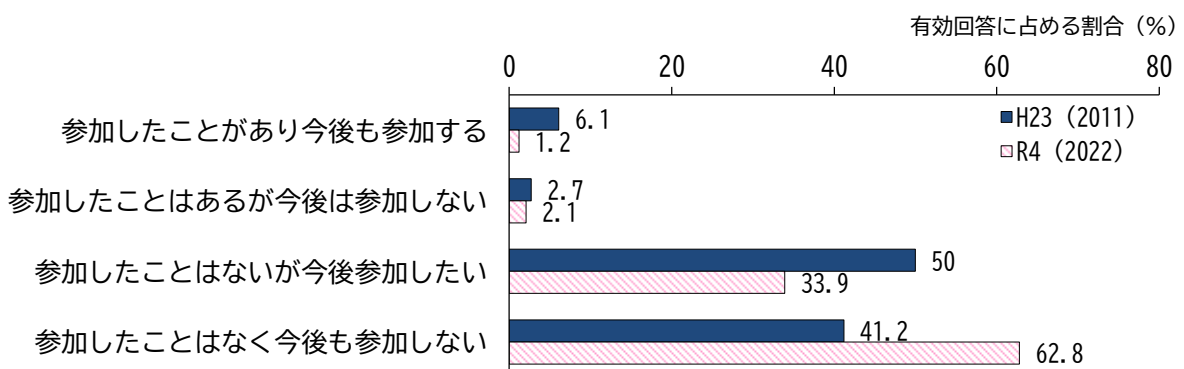
- ◇ 保全すべきだと思う地域としては、「河川などの水辺」(26.4%)が最も多く、次いで「街路樹や公園などの緑地」(22.8%)、「里地里山(田んぼ等農地を含む)」(21.9%)などが多い。
- ◇ 令和4(2022)年度の結果を平成23(2011)年度と比較すると、「街路樹や公園などの緑地」(+11.4ポイント)は増加し、「里地里山(田んぼ等農地を含む)」(-12.0ポイント)は減少した。



■ボランティアによる保全活動

市では里地里山の保全ボランティアを公募し、七沢地区と荻野地区で保全活動を実施しています。当事業の参加について教えてください。(〇は1つ)

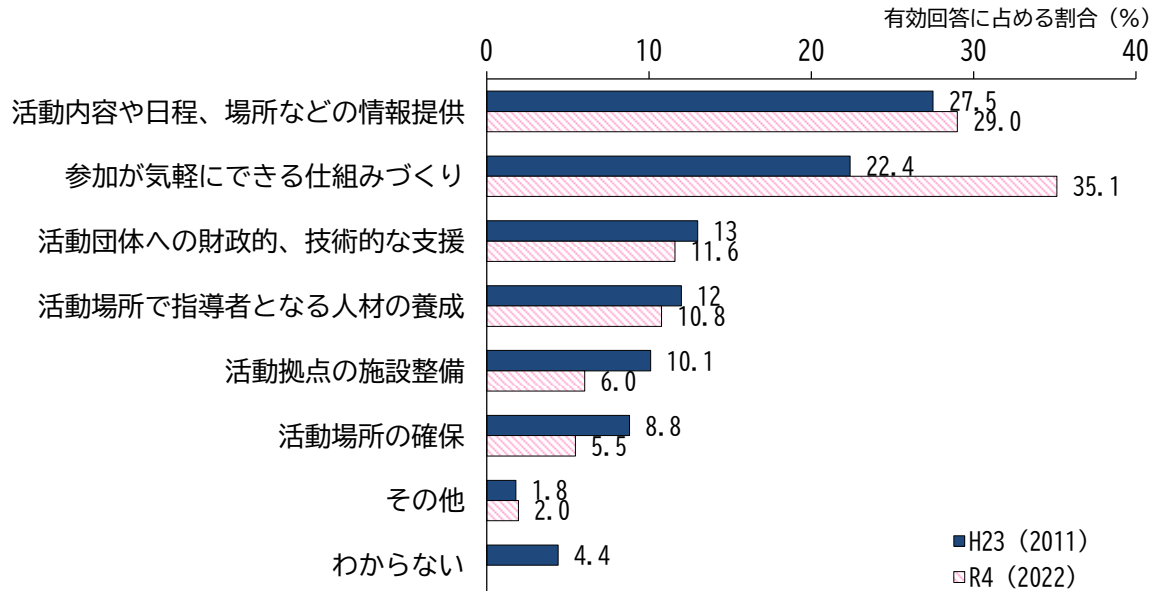
- ◇ 保全活動の参加については、「参加したことはなく今後も参加しない」(62.8%)が最も多く、次いで「参加したことはないが今後参加したい」(33.9%)が多い。
- ◇ 令和4(2022)年度の結果を平成23(2011)年度と比較すると、「参加したことはなく今後も参加しない」(+21.6ポイント)は大きく増加した。



■市の取組のあり方

里地里山などの自然環境の保全活動に、多くの方が参加してもらえるようにするために、市としてどんなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

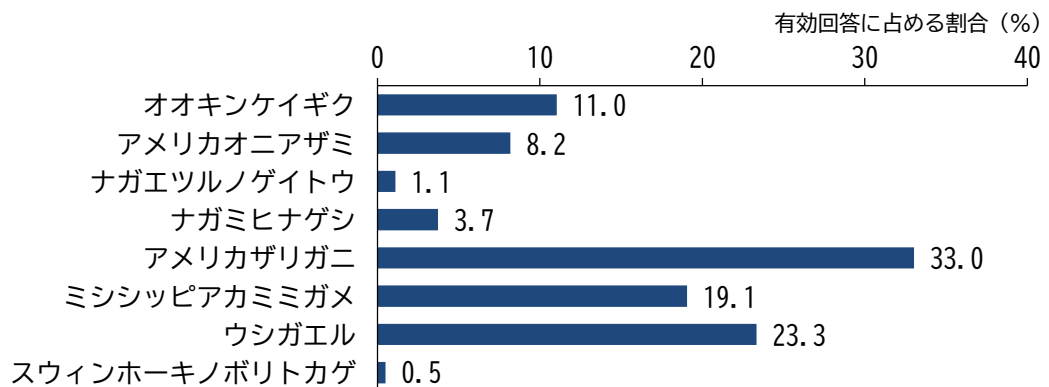
- ◇ 市の取組としては、「参加が気軽にできる仕組みづくり」(35.1%)、「活動内容や日程、場所などの情報提供」(29.0%)が多い。
- ◇ 令和4(2022)年度の結果を平成23(2011)年度と比較すると、「参加が気軽にできる仕組みづくり」(+12.7ポイント)は大きく増加した。



■市内の代表的な外来種

あなたが知っている外来種を教えてください。(〇はいくつでも)

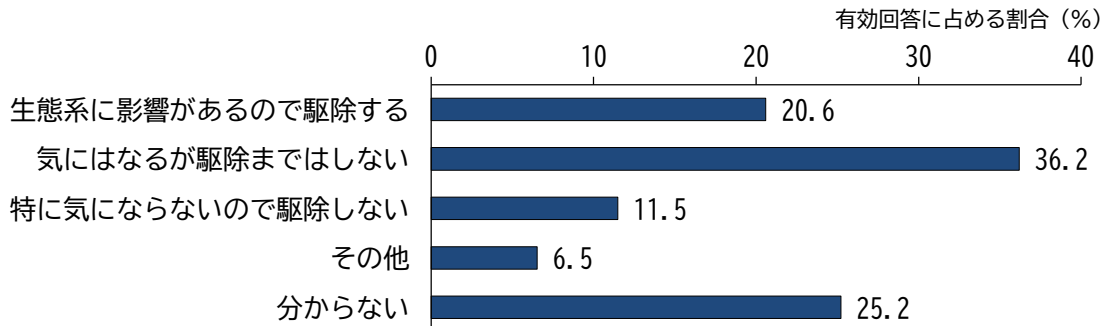
- ◇ 知っている外来種としては、「アメリカザリガニ」(33.0%)が最も多く、次いで「ウシガエル」(23.3%)、「ミシシippアカミミガメ」(19.1%)が多いが、全体的に低い傾向がある。



■外来植物への駆除意識

あなたは、日常生活でオオキンケイギクなど外来植物があった場合に駆除をしますか。
(○は1つ)

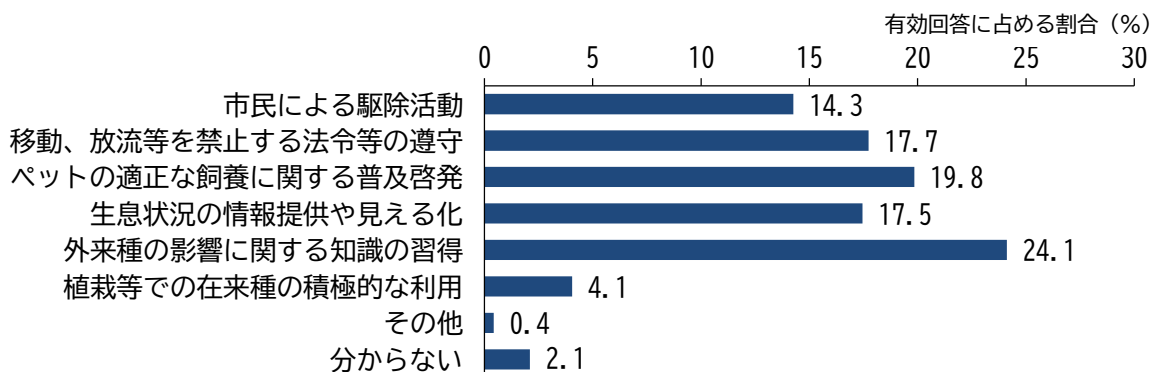
◇ 外来植物への駆除意識としては、「気にはなるが駆除まではしない」(36.2%)が最も多く、次いで「分からない」(25.2%)、「生態系に影響があるので駆除する」(20.6%)が多い。



■外来種への対策

あなたが重要だと思う外来種の対策について教えてください。(○は3つまで)

◇ 外来種の対策については、「外来種の影響に関する知識の習得」(24.1%)が最も多く、次いで「ペットの適正な飼養に関する普及啓発」(19.8%)、「移動、放流等を禁止する法令等の遵守」(17.7%)が多い。

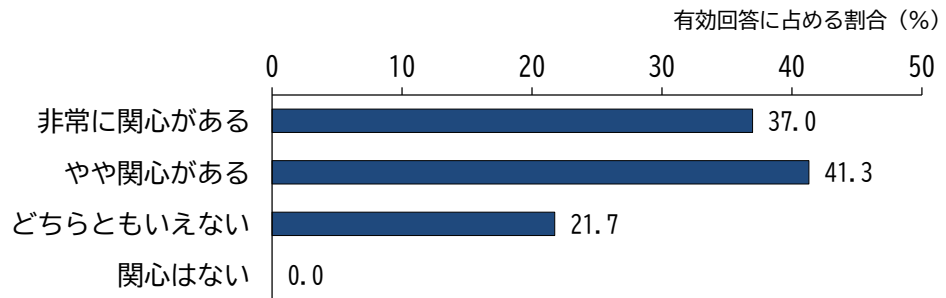


2-2 事業者アンケート

■ 生物多様性、自然環境の保全（SDGs 目標 14、15）への関心

貴事業所の生物多様性や自然環境の保全への関心度を教えてください。（〇は1つ）

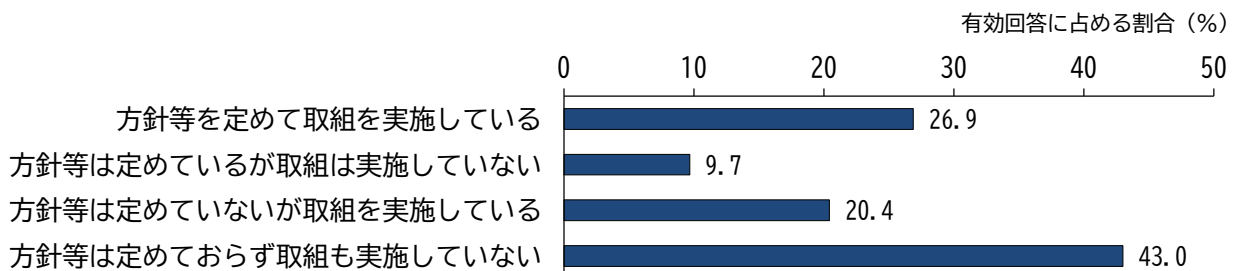
◇ 生物多様性や自然環境の保全への関心については、「やや関心がある」（41.3%）、「非常に関心がある」（37.0%）を合わせて、約78%の事業者が「関心がある」と回答した。



■ 生物多様性、自然環境の保全（SDGs 目標 14、15）への取組

貴事業所の生物多様性や自然環境の保全の取組状況を教えてください。（〇は1つ）

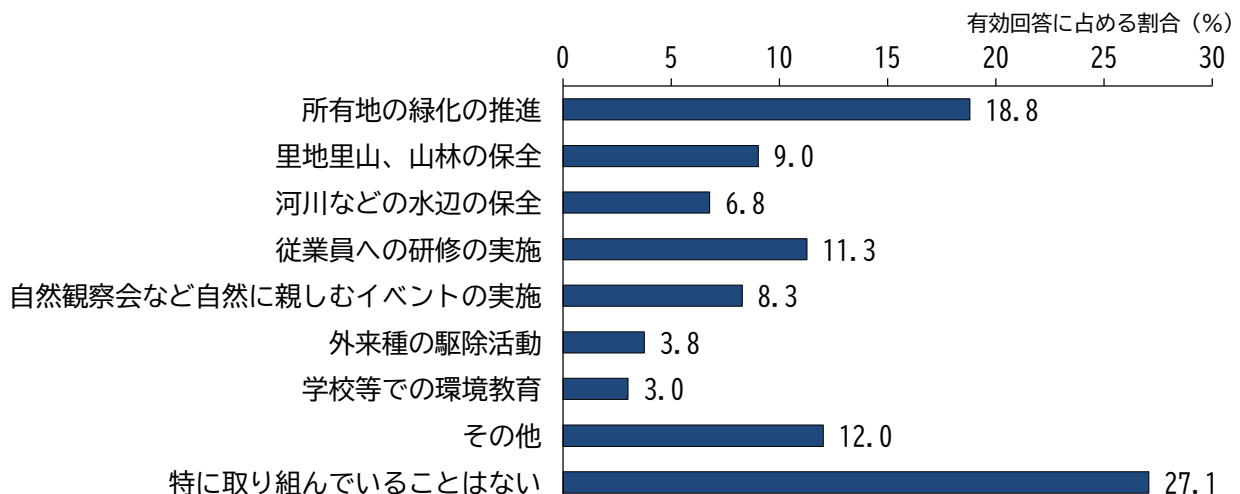
◇ 生物多様性や自然環境の保全への取組については、「方針等は定めておらず取組も実施していない」（43.0%）が最も多い。



■ 生物多様性、自然環境の保全（SDGs 目標 14、15）への取組

貴事業所で具体的に取組まれていることを教えてください。（〇はいくつでも）

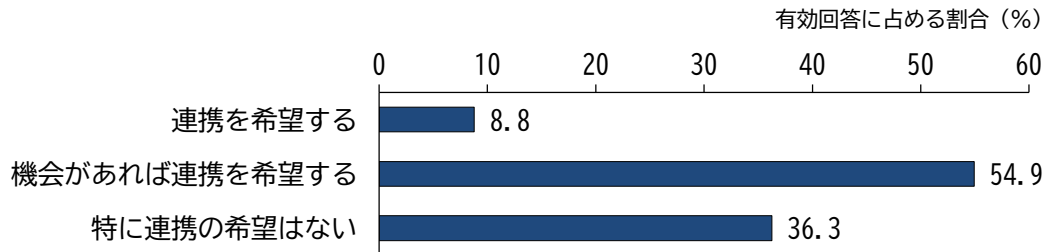
◇ 取り組んでいることとしては、「特に取り組んでいることはない」（27.1%）が最も多く、次いで「所有地の緑化の推進」（18.8%）、「従業員への研修の実施」（11.3%）などが多い。



■市との連携の希望

貴事業所で生物多様性や自然環境の保全に取り組む場合、厚木市との連携を希望しますか。
(〇は1つ)

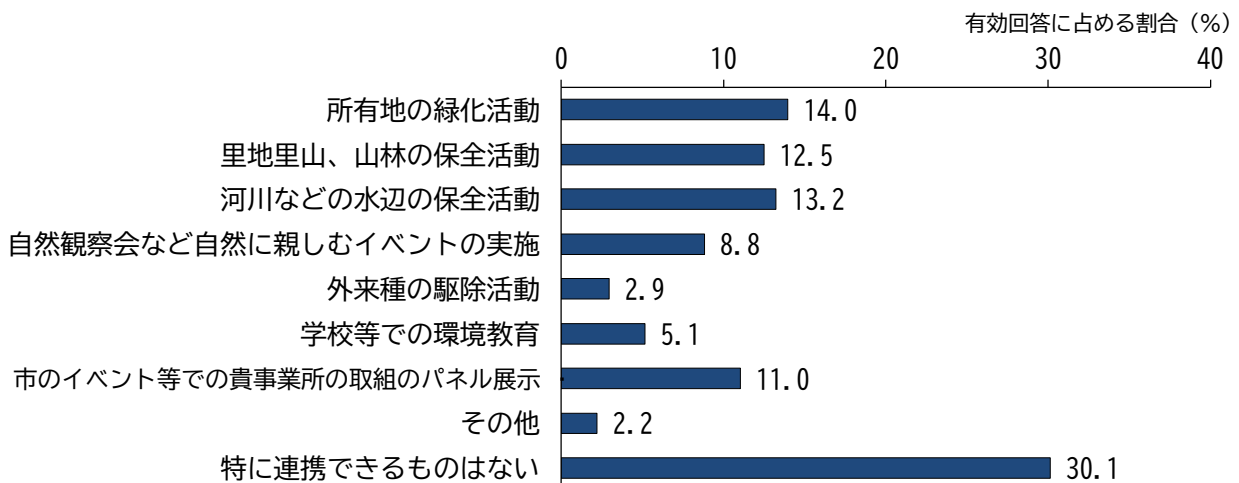
◇ 生物多様性や自然環境の保全の連携については、「機会があれば連携を希望する」(54.9%)が最も多い。



■市との連携が可能な取組

貴事業所で厚木市との連携が可能な取組があれば教えてください。(〇はいくつでも)

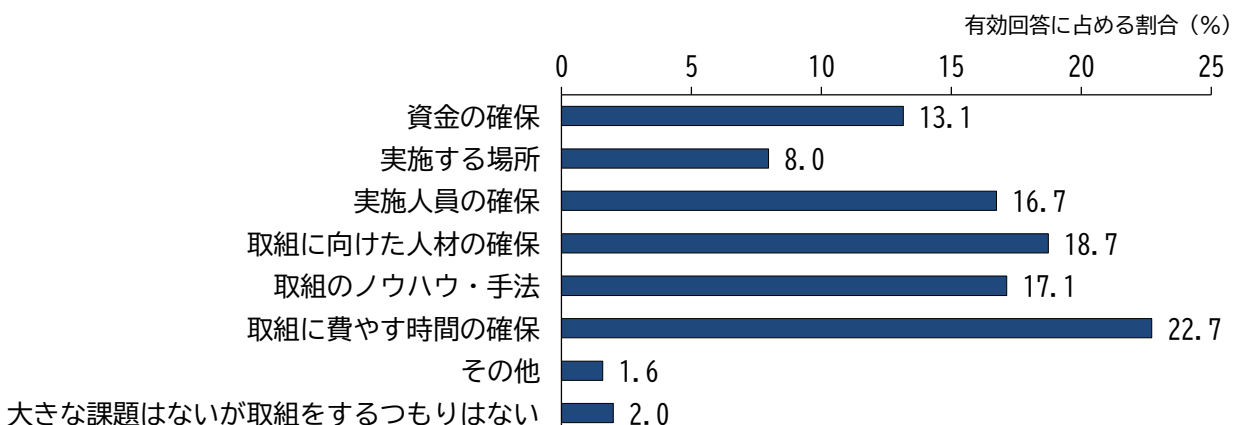
◇ 市との連携が可能な取組としては、「特に連携できるものはない」(30.1%)が最も多く、次いで「所有地の緑化活動」(14.0%)、「河川など水辺の保全活動」(13.2%)などが多い。



■取組に関する課題

貴事業所で生物多様性や自然環境の保全に取り組む際に、課題となる点を教えてください。(〇はいくつでも)

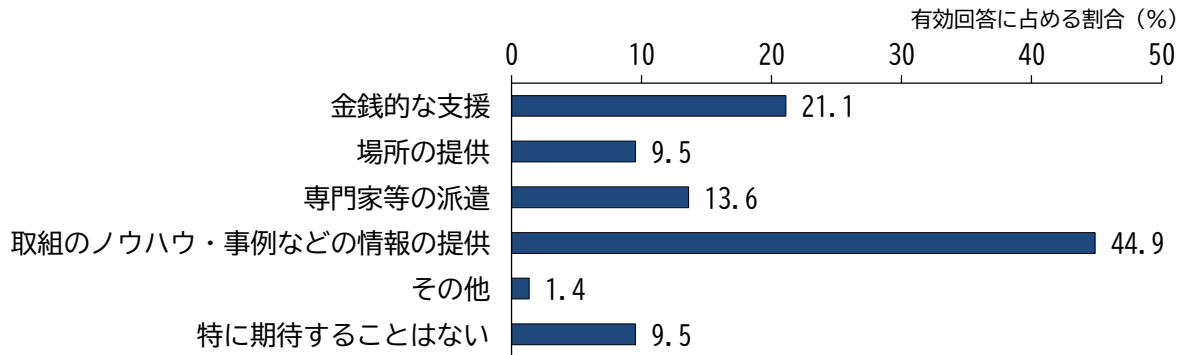
◇ 生物多様性や自然環境の保全に取り組む課題としては、「取組に費やす時間の確保」(22.7%)が最も多く、次いで「取組に向けた人材の確保」(18.7%)、「取組のノウハウ・手法」(17.1%)が多い。



■市に期待すること

貴事業所で生物多様性や自然環境の保全に取り組む際、市に期待することを教えてください。
(〇はいくつでも)

◇市に期待することは、「取組のノウハウ・事例などの情報の提供」(44.9%)が最も多く、次いで「金銭的な支援」(21.1%)、「専門家等の派遣」(13.6%)が多い。



資料3 用語解説

あ行

■厚木市生物目録

厚木市教育研究所やあつぎ郷土博物館の収集した生物情報を、文献資料や現地踏査により調査し、取りまとめた生物のリストのこと。

■厚木市レッドデータブック

レッドデータブックとは、野生生物について絶滅のおそれがある種を選び、その情報をまとめたもの。厚木市では市内の野生生物の現状を把握し、その保護と生物多様性の保全を図るため、令和3（2021）年3月に市独自のレッドデータブックを公表した。

■雨水浸透ます

家庭内の雨水ますの底に砕石を詰めることで、雨水を地中に浸透させる機能を持つ雨水ますのこと。これにより、水路や河川の下流部の流量の減少が図られ、浸水被害や地盤沈下の防止と地下水の涵養につながる。

■エコラベル

生物多様性に配慮して生産・販売された商品につけられているラベルのこと。エコラベルのついた商品を積極的に選ぶことは、身近な買い物を通じて生物多様性を保全する行動の一つであるとともに、生物多様性に配慮した生産者や事業者を応援することにもなる。

か行

■外来種

人間の活動によって、海外から日本に持ち込まれた生きものや、もともと国内の他の地域にすんでいて、本来は生息していなかった地域に持ち込まれた生きもののこと。

■グリーンフラッグ

国際環境教育基金（FEE）が認定する国際エコ認証のこと。平成6（1994）年にデンマークで始まった学校での環境学習プログラム「エコスクール」の取組の一つ。プログラムに参加した学校は「エコスクール」として登録され、さらに一定の基準を満たすと国際認証の「グリーンフラッグ」が授与される。

■県央相模川サミット

相模川周辺自治体である厚木市、相模原市、海老名市、座間市、愛川町、清川村が抱える河川の保全活用、災害対策支援、産業の活性化、環境対

策、交通対策及びその他地域住民の福祉の向上に係る共通課題の解決に向け、相互に連携して取り組むための組織。

■昆明モニトリオール生物多様性枠組

平成22（2010）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（CBD COP10）で、令和2（2020）年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられ、「愛知目標」を引き継いだ枠組のこと。令和4（2022）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（CBD COP15）で定められた。

さ行

■在来種

その地域に古くから存在していた生きもののこと。

■里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落をとりまく二次林や植林、水田、畑、ため池などで構成される。最近では宅地などへの転用や管理不足により、里地里山の消失や質の低下が問題となっている。

■里山マルチライブプラン

厚木市において平成14（2002）年度から始まった市民ボランティアによる里地里山の保全活動。地域の活動団体の方と一緒に、市内の豊かな自然の中、田植えや稲刈り等の水田作業や畑の農作業などが楽しめる。

■自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林などがある。

■自然を活用した解決策（NbS）

自然生態系を保全・再生しながら社会課題への対応を進める取組のこと。NbSはNature-based Solutionsの略。

■森林セラピー®基地

森林医学の面からリラックス効果が専門家に実証され、さらに、関連施設等の自然・社会条件が一定の水準で整備されている地域のこと。

より快適に森林セラピーを受けることのできる「整備された森林環境」と、検証に基づく「生理・心理的効果」がともに認められる場合に、森林セラピー基地の認定を受けることができる。

■生態系ネットワーク

生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ取組のこと。

■生態系を活用した気候変動適応策 (EbA)

気候変動による悪影響への対処に生物多様性と生態系サービスを組み込み、気候変動に適応すること。森林、草原、湿地などの生態系がもつ、さまざまな機能やそこに存在する生物を持続的に活用し、気候変動によるリスクや損失を軽減するアプローチを指す。EbA は Ecosystem-based Adaptation あるいは Ecosystem-based Approach for Climate Change Adaptation の略。

■生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)

土地の生きものや環境を保護して、自然の持つ力によって災害による被害を防止または軽減させる取組・考え方のこと。近年、気候変動によって自然災害のさらなる激甚化・頻発化が懸念され、注目が高まりつつある。Eco-DRR は Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の略。

た行

■特定外来生物

海外から人間によって持ちこまれた外来生物であり、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものの中から国が指定した生きもののこと。指定された生きものは、輸入したり、飼ったり、放流することが禁止されている。

な行

■ナラ枯れ

コナラやミズナラといったナラ類などの広葉樹の木の幹に、カビの一種である「ナラ菌」が入り、水の通りが悪くなって木が枯れる現象。菌がついたカシノナガキクイムシという体長数ミリの昆虫が幹に穴を開けて入り込むことで起こる。

■ネイチャーポジティブ (自然再興)

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

■ネイチャーポジティブ宣言

ネイチャーポジティブの実現に向けた第一歩として、各団体等の取組姿勢を表明したもの。

は行

■ビオトープ

ドイツ語由来の外国語で Bio(生きもの)と Top(場所)を合わせた合成語で「その地域の野生の生きものがくらしている場所」を表している。

■ヒートアイランド

郊外に比べて都市部の気温が高くなる現象のこと。等温線を描くと海に浮かぶ島のようにみえることから「ヒートアイランド (熱の島)」と呼ばれる。

ま行

■緑のカーテン

ゴーヤーやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てたもの。グリーンカーテンと呼ばれることもある。見た目が涼しげなだけでなく、実際に周囲の気温や室温を下げる効果があり、簡単にできる省エネ手法として注目されている。

や行

■谷戸 (やと)

斜面の林に囲まれた谷あいの地形。

■湧水

地下水が自然的に地表にあふれ出したもの。

ら行

■留鳥 (りゅうちょう)

鳥類の生態上の区分。渡り鳥に対する語で、年間を通して同じ場所に生息し、季節による移動をしない鳥の総称。

英数

■OECD

Other Effective Area-based Conservation Measures の略。自然公園などの保護地域ではない地域のうち、生物多様性を保全できる地域のこと。公園だけではなく、企業の森やビオトープ、屋上庭園、農地など、あらゆる場所が候補になる。

■30by30 目標

令和 12 (2030) 年までに陸域と海域の 30%以上を保全する目標で、日本では、既に陸域 20.5%、海域 13.3%が保護地域として保全されている。目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻すことを目的としている。

みんなの生物多様性
～生物多様性あつぎ戦略 2024-2030～
令和6年〇月

発行 厚木市
編集 厚木市環境農政部環境政策課
〒243-8511 厚木市中町 3-17-17
電話 (046) 225-2749
FAX (046) 223-1668

みんなの生物多様性～生物多様性あつぎ戦略2024-2030～の改定（案） に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

市域の生物多様性の保全を進めるとともに、本市の豊かな自然やその恵みを将来に継承していくため、施策等を見直す改定を行います。

つきましては、みんなの生物多様性～生物多様性あつぎ戦略2024-2030～の改定について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

みんなの生物多様性～生物多様性あつぎ戦略2024-2030～の改定

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（1月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（令和5年12月28日から）

4 戦略の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で令和6年1月4日（木）から令和6年2月5日（月）まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 市役所第二庁舎7階 環境政策課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 厚木シティプラザ6階 青少年課
- (9) ふれあいプラザ
- (10) あつぎ郷土博物館
- (11) 市ホームページ

5 意見等提出期間

令和6年1月4日（木）から令和6年2月5日（月）まで
※ 郵送の場合は、令和6年2月5日の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 持参する場合

- ア 市役所第二庁舎7階 環境政策課の窓口へ直接提出
- イ 次に掲げる場所に設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函
 - (ア) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
 - (イ) ふれあいプラザ
- ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函
 - (ア) 市役所本庁舎1階
 - (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
 - (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
 - (エ) 保健福祉センター
 - (オ) 中央図書館
 - (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
 - (キ) 厚木シティプラザ6階 青少年課
 - (ク) あつぎ郷土博物館

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511

厚木市 環境農政部 環境政策課 環境政策係宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-223-1668

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 3100@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名

「みんなの生物多様性～生物多様性あつぎ戦略2024-2030～の改定（案）に対するパブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、みんなの生物多様性～生物多様性あつぎ戦略2024-2030～の改定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、「4 戦略の配布及び閲覧」に掲げた場所等で公表します。

- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。